

第3期

八幡平市子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

(仮称) 大更駅前顔づくり施設(2階子育て支援エリア) ※令和8年春のオープン予定



※画像は設計段階のイメージで、実際とは異なる場合があります。

令和7年3月

八幡平市

【目 次】

第1章 計画の策定に当たって

第1 計画策定の背景	1
第2 計画の趣旨及び位置づけ	2
第3 計画の策定経過	6
第4 計画の期間	7

第2章 八幡平市の現状

第1 人口等から見る八幡平市の現状	8
(1) 人口の推移	8
(2) 人口推計	11
第2 第2期計画の実施状況	12
(1) 子育て情報の提供や子育て世帯の交流促進に向けた具体的内容	12
(2) 親子の心身の健やかな成長のための相談等の充実に向けた具体的内容	13
(3) 乳幼児期の教育・保育サービスの充実に向けた具体的内容	14
(4) 学校の教育環境の充実に向けた具体的内容	15
(5) 地域における子育ての支援に向けた具体的内容	16
(6) 就業生活と家庭生活の両立の推進に向けた具体的内容	17
(7) 経済面及び生活面における支援に向けた具体的内容	18
(8) 子育てしやすい環境の整備に向けた具体的内容	19
(9) 結婚を希望する男女の支援に向けた具体的内容	20
第3 子育て支援に関するアンケート調査結果から見える課題	21
(1) 調査の結果、課題、市の対応	21
① 子育てについて感じている悩みや問題など	21
② 地域の子育ての環境について困っていること	23
③ 市はどのような子育て支援に力を入れるべきか	25
第4 市内の小学校に通う5年生・6年生の放課後の過ごし方アンケート調査結果	27

第3章 計画の基本的な考え方

第1 基本理念	28
第2 基本的視点	28
第3 基本目標と基本施策	29
第4 計画の体系	30

第4章 施策の展開

第1 施策の具体的推進と今後の方向性	31
1 子どもが健やかに育つことができるまちづくり	
1 妊娠から子育てまでの切れ目ない支援の充実	31
2 乳幼児期の教育・保育の充実と学齢期への円滑な接続	32
3 学齢期から青年期までの子ども・若者の育成環境の充実	32
4 子どもが安心して過ごせる居場所と多様な体験づくりの充実	33
2 安心して子育てができるまちづくり	
1 家庭の子育て力・教育力の向上	34
2 子どもに関わる相談体制と情報提供の充実	34
3 保育サービスの充実	34
4 子育て家庭の経済的負担の軽減	35
5 支援を必要とする子どもと家庭を支える取り組みの推進	36
3 地域社会で子どもを見守り、支え合うまちづくり	
1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	36
2 地域ぐるみの子育て支援の推進	36
3 子どもが安心・安全に過ごせる環境の整備	37
4 結婚を希望する男女の出会い支援の推進	37
第2 幼稚園・保育所等と地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保策	38
(1) 区域の設定の考え方	38
(2) 幼稚園・保育所等の需要量の見込み	39
(3) 幼稚園・保育所等に係る提供体制の確保の内容とその実施時期	41
(4) 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保策	44
(5) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保	50
(6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	50
第3 こどもの貧困の解消に向けた対策計画	51

第5章 計画の推進に当たって

第1 推進体制	52
第2 こどもの意見の施策への反映	52
第3 計画の評価	52
第4 子ども・子育て支援に関わる人材の確保・育成の推進	52

(参考資料)

八幡平市子ども・子育て会議条例	53
八幡平市子ども・子育て会議委員名簿	54

第1章 計画の策定に当たって

第1 計画策定の背景

全国的に少子化が進む中、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加による保育ニーズの増大など、子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育てに対する不安や負担、孤立感などが高まっています。そのため安心して子育てを行い、子どもが健やかに成長できる環境を整えることが社会全体で必要とされています。

国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化（幼保無償化）を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図りました。令和3年12月には「こどもまんなか社会」の実現を目指し「こども施策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定されました。令和5年4月にはこども基本法が施行、また「こどもまんなか社会」の実現を目指し、施策推進の司令塔の役割を担う、こども家庭庁が創設され、子ども・子育て支援事業計画を含む子ども施策は、こども家庭庁に移管されました。

また、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るために、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成25年6月に施行されました。令和元年からは、貧困によって子どもが適切な養育や教育、医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、その権利利益を害され社会から孤立することのないようにすることが新たに求められています。すべての子どもの権利や利益を尊重し、教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるよう、家庭や地域社会が一体となった、包括的な支援が必要となります。

このような状況の中、市では、平成27年3月に「第1期八幡平市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「第2期八幡平市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子ども子育て支援施策に取り組んできましたが、令和6年度で「第2期八幡平市子ども・子育て支援事業計画」が最終年度を迎えることから、引き続き切れ目ない子ども子育て支援施策の充実に取り組むため「第3期八幡平市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

第2 計画の趣旨及び位置づけ

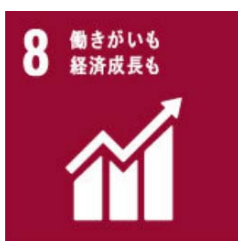
本計画は、第2期計画を継承しながら、市の各種計画との整合性を図り定めるものです。第2期計画が令和6年度末で終了することから、令和7年度を始期とする第3期計画を策定し、誰もが安定して教育・保育を受けられるような環境づくりに努めます。

また、本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、行動計画策定指針に即して、5年ごとに市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として地域における子育ての支援などに関する計画として定められるものです。

また、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく、こどもの貧困の解消に向けた対策計画を盛り込み、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定するものです。

本計画の策定に当たっては、総合計画や関連の分野別計画との整合、連携を図ります。

本計画を推進することで、平成27年9月の国連サミットで採択された、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取り組みにもつなげていきます。SDGsは、17のゴール（目標）と169のターゲット（基本目標）から構成されますが、本計画と関連性が高いゴール（目標）として、「1 貧困をなくそう」、「2 飢餓をゼロに」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「16 平和と公正をすべての人に」の8つが挙げられます。このSDGsの目標を掲げることが本計画の目標達成の見える化に資するよう、進めていきます。



＜本計画の根拠となる法の目的や基本理念など＞

○ 子ども・子育て支援法

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

○ 次世代育成支援対策推進法

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（基本理念）

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

○ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第25条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法の精神にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及びこどもの貧困の解消に向けた対策の基本となる事項を定めることにより、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第3条 こどもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、こどもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない。

3 こどもの貧困の解消に向けた対策は、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会を実現することを旨として、こども及びその家族の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

4 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。

5 こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、こどもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進されなければならない。

6 こどもの貧困の解消に向けた対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(都道府県計画等)

第10条

2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

第1期 八幡平市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）



継承

第2期 八幡平市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）



継承

第3期 八幡平市子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）

【関連する主な計画】

第2次八幡平市総合計画

（ともに暮らし、しあわせ感じる八幡平市）

八幡平市 第2期

まち・ひと・しごと創生総合戦略

八幡平市人口ビジョン（改訂版）



整合性

子ども・子育て支援事業計画



整合性

第4期 八幡平市地域福祉計画

八幡平市第3期 障がい児福祉計画

八幡平市健康づくり21プラン（第4次）

第2次 八幡平市男女共同参画計画 など

第3 計画の策定経過

(1) 八幡平市子ども・子育て会議

本計画の策定に当たって、子ども及び子育て支援に関する事項を調査・審議するため、子ども・子育てに関する事業に従事する者、学識経験者、子育て中の保護者などの委員からなる「八幡平市子ども・子育て会議」で検討を行いました。

○第1回会議（令和6年8月27日）

- ・アンケート調査結果の説明
- ・第3期計画の体系について協議

○第2回会議（令和6年12月3日）

- ・第3期計画（素案）について協議

○第3回会議（令和7年2月27日）

- ・第3期八幡平市子ども・子育て支援事業計画（案）の決定

※子ども・子育て会議の設置条例と委員名簿は、53～54ページに記載してあります。

(2) アンケート調査について（調査結果の概要は、21～27ページに記載してあります。）

【趣旨】

第3期計画の策定の基礎となる、「幼児教育・保育・地域の子育て支援」の「量の見込み」設定に必要な、「今後の利用希望」を把握するため、子どもの保護者を対象とした「アンケート調査」を実施しました。また、「こども基本法」に基づき、子どもの意見を反映させるため、子ども（小学校5，6年生）を対象とした調査も併せて実施しました。

【調査対象】

市内の小中学生以下の子どもがいる全世帯の保護者等としました。

なお、複数のお子さんがある世帯の回答については、小学校5，6年生のいる世帯は、該当のお子さんに関して答えていただくほか、お子さん自身への調査も行いました。それ以外の世帯は、一番下のお子さんに関して答えていただきました。

【調査方法】

幼稚園、保育所（園）等教育保育施設、小学校に在籍しているお子さんの調査については、それぞれの施設等に協力いただき、配布・回収を行い、在宅の子ども世帯は、郵送による配布・回収を行いました。

【調査期間】

令和6年2月20日～令和6年3月11日

【アンケートの内容】

①前回調査内容（平成31年度）を基本としました。

- 【A】保育施設・幼稚園
- 【B】在宅児
- 【C】小学生／小学生5，6年生

②次の項目を追加しました。

- 【A】保育施設に在籍している世帯からの意見聴取：「幼稚園の利用希望」

【B】在宅児のいる世帯からの意見聴取：「こども未来戦略」の「こども誰でも通園制度（仮称）について」

【A】【B】小学生のいる世帯以外の世帯からの意見聴取：「ショートステイの利用希望」

【C】小学校5，6年生からの意見聴取：「放課後の過ごし方について」

【配付数、回答者数、回答率】

対 象	配付数	回答者数	回答率
① 保育施設・幼稚園	368 人	310 人	84.23%
② 在宅児	88 人	47 人	53.40%
③ 小学生／小学校5，6年生	522 人	431 人	82.56%
合 計	978 人	788 人	80.57%

(3) パブリックコメントの実施

令和7年1月28日から2月17日まで、パブリックコメントを実施しました。

第4 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

第2章 八幡平市の現状

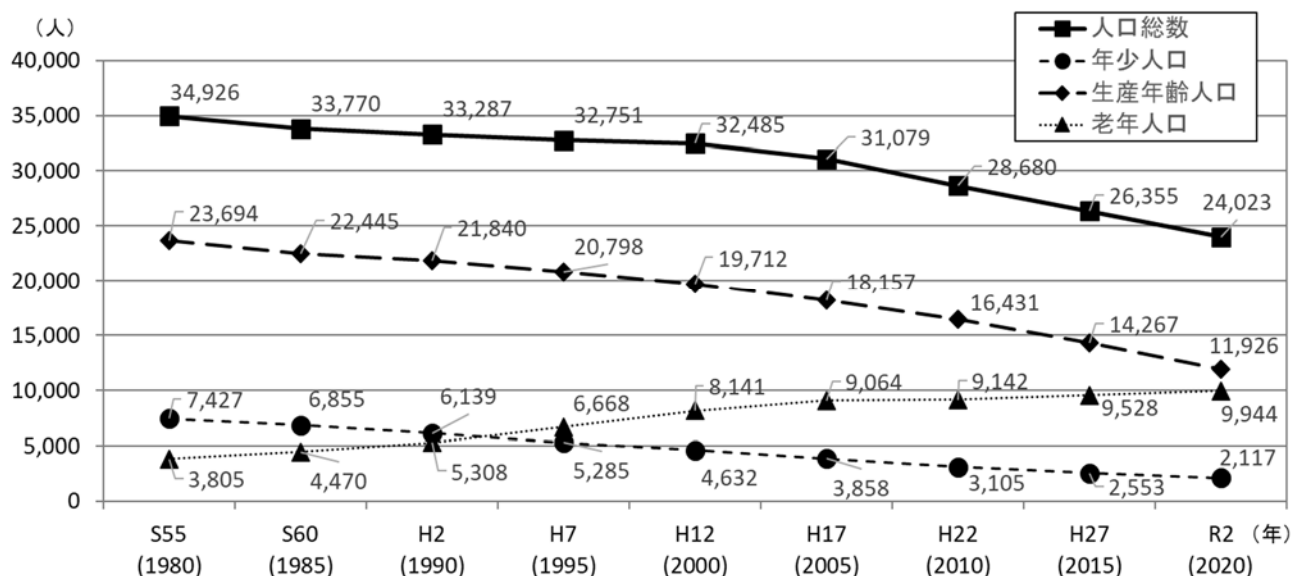
第1 人口等から見る八幡平市の現状

(1) 人口の推移

市の人口は、昭和35(1960)年の国勢調査において53,805人でしたが、昭和47(1972)年の松尾鉦山の完全閉山までに急減し、以後も緩やかに減少していました。八幡平市が誕生した平成17(2005)年における国勢調査では31,079人となり、以降、人口減少が加速的に続いています。

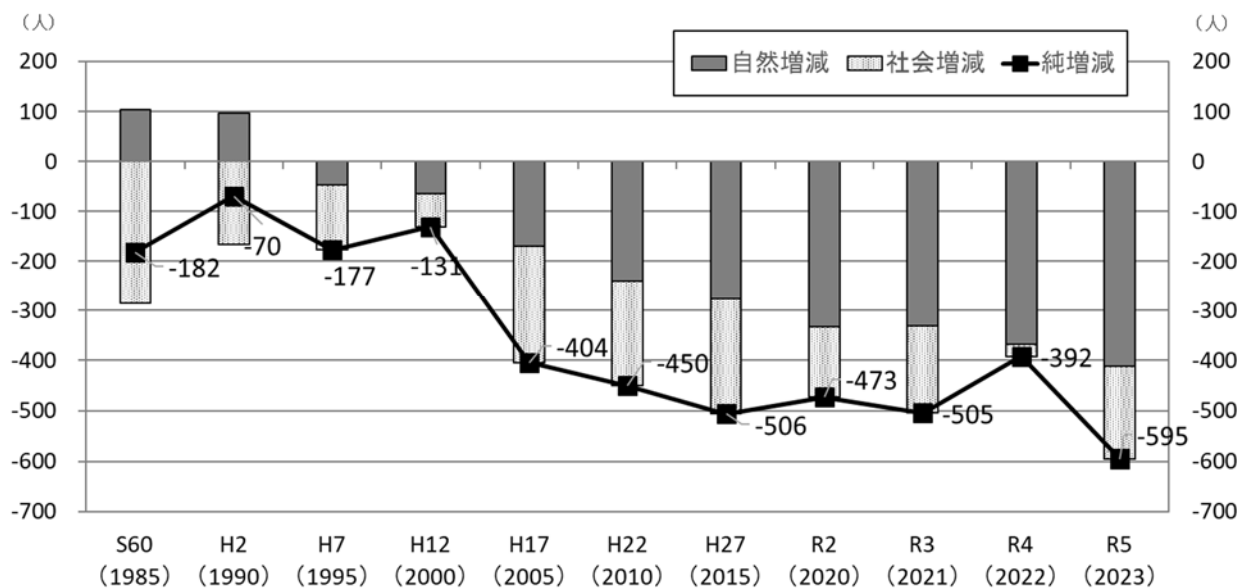
また、総人口の減少に比例して、15歳未満の年少人口及び15歳から64歳までの生産年齢人口が減少しており、これらの年代の人口減少が総人口減少の大きな要因となっています。

○ 人口（年齢3区分）の推移



出典：国勢調査

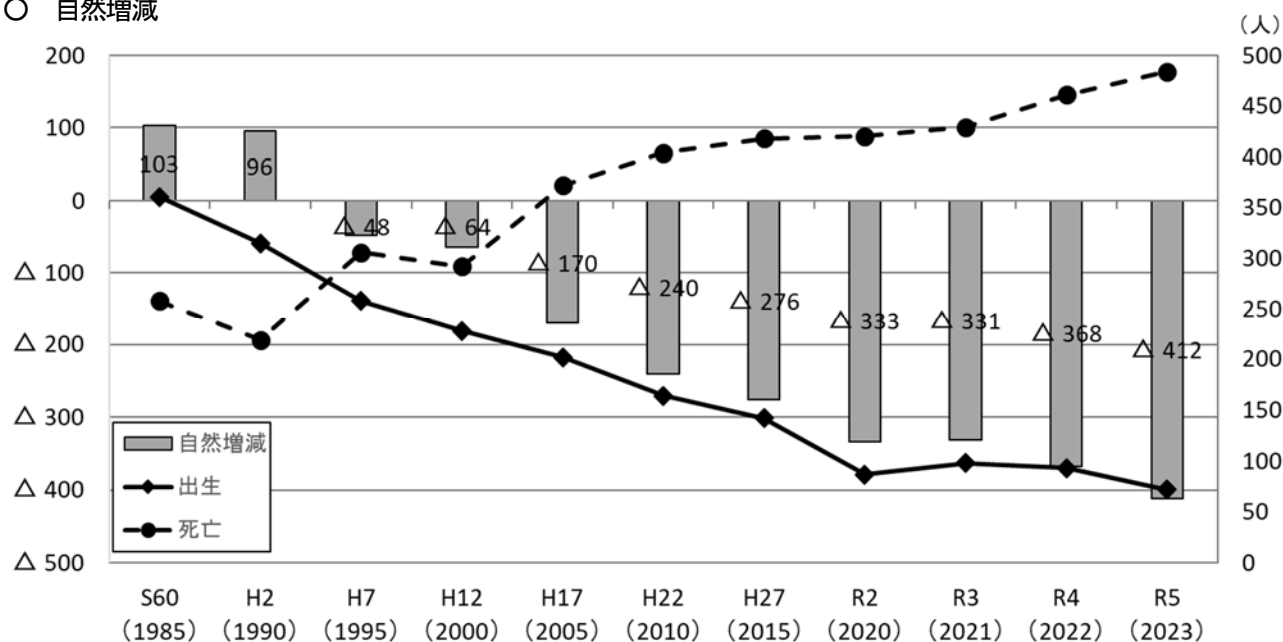
○ 人口の増減



出典：岩手県人口移動報告年報

昭和60(1985)年以降、出生数は減少し続け、死亡者数は若干の変動はあるものの、概ね増加しています。平成7(1995)年以降は死亡者数が出生者数を上回り、その増減数が年毎に拡大し、人口減少の一因となっています。

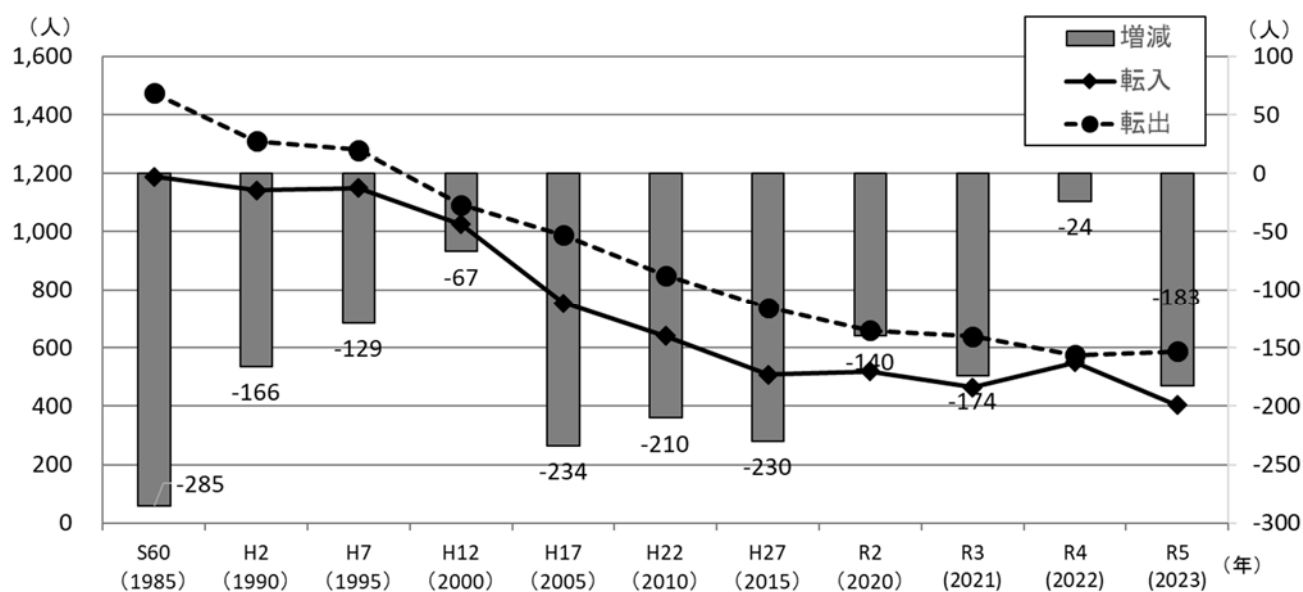
○ 自然増減



出典：岩手県人口移動報告年報

昭和60年(1985)年以降、年により変動はあるものの、転入者数、転出者数ともに減少しており、常に転出者数を上回ることから、人口の流出が人口減少の一因となっています。

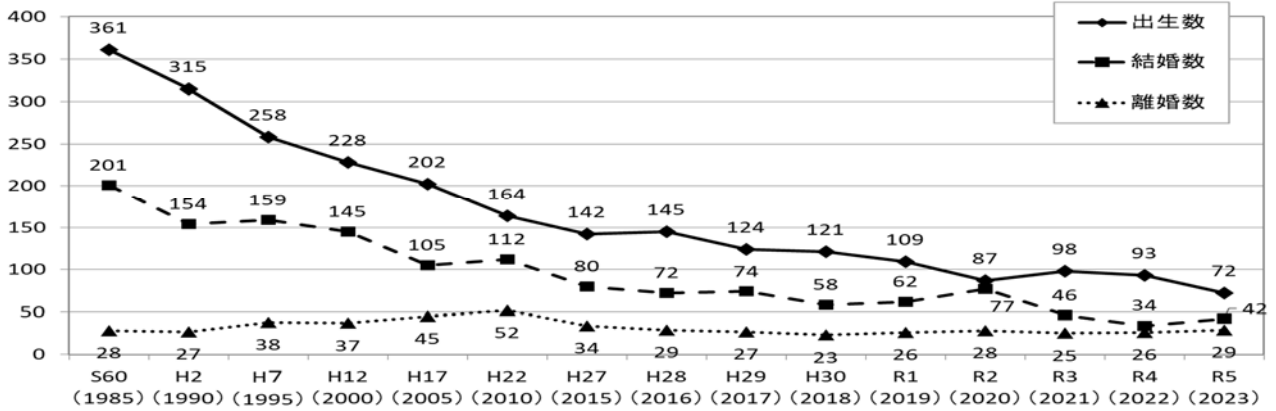
○ 社会増減



出典：岩手県人口移動報告年報

昭和60年(1985)年以降、年により変動はあるものの、出生数、結婚数ともに減少しており、令和2年には、出生数が初めて100人を下回りました。離婚数は、変動が少なく横ばいの状況です。

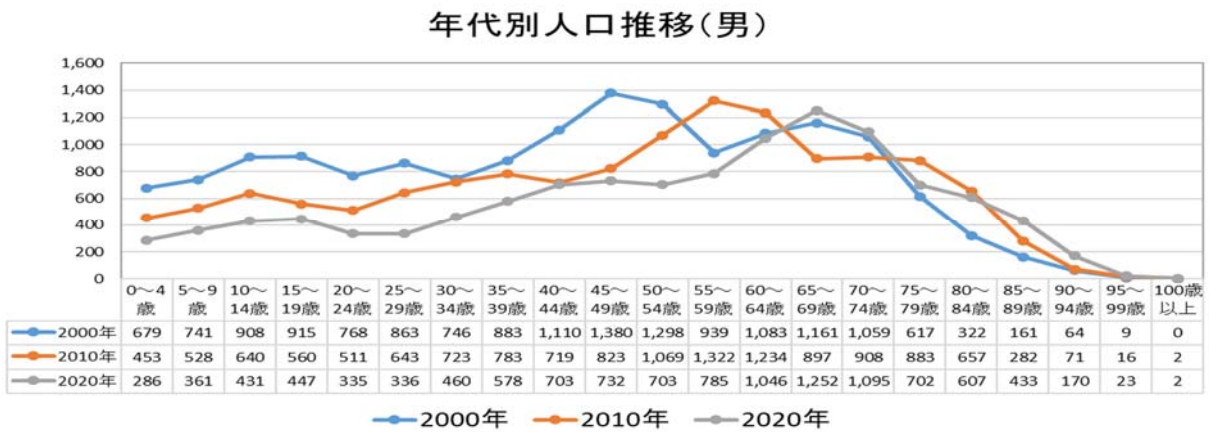
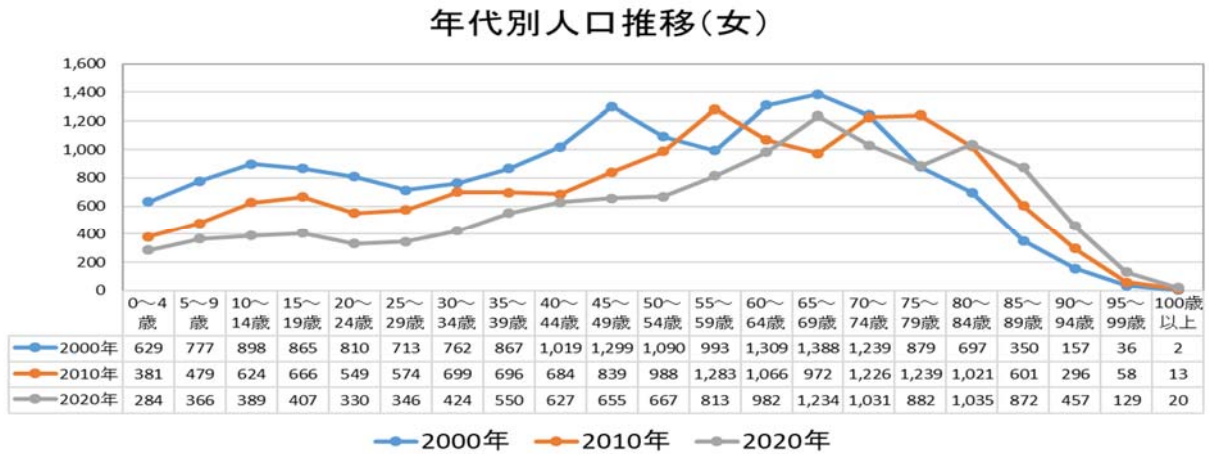
○ 出生数と結婚数の推移



出典：岩手県人口移動報告年報、婚姻・離婚数は岩手県統計年鑑(R4, 5 市集計)

平成12(2000)年から10年毎の年代別人口推移では、男女ともに若年層の人口が減少していることがわかります。

○ 年代別人口推移



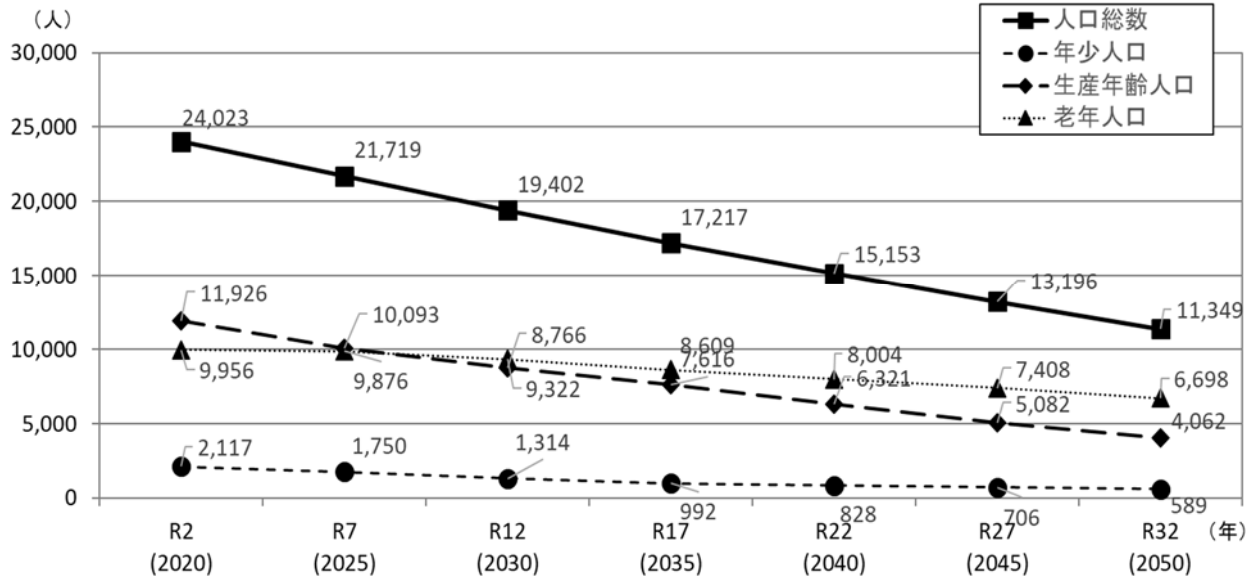
出典：国勢調査

(2) 人口推計

今後、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」の推計では、市全体の人口で、令和2(2020)年を基準とした減少率は、令和12(2030)年で約19.2%、令和22(2040)年で約36.9%、令和32(2050)年で約52.8%となる見込みです。

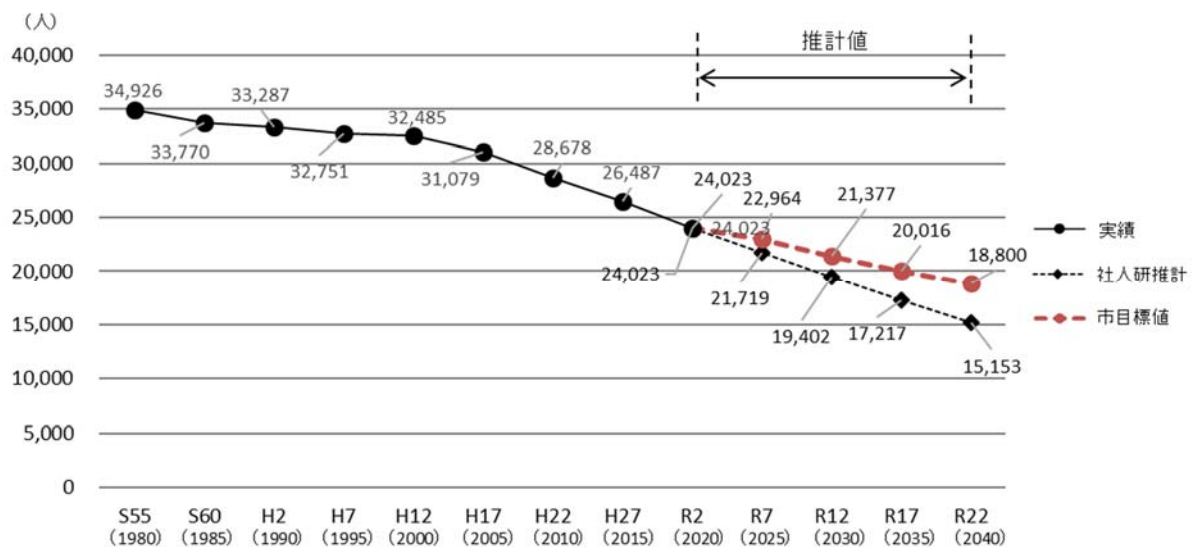
また、生産年齢人口は同じく令和2(2020)年を基準とした減少率で、令和32(2050)年に約65.9%、年少人口は約72.2%となる見込みです。

○ 社人研推計値(令和5年12月)



市では、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる施策等を進め、合計特殊出生率と若い世代の純移動率を改善していくことにより、市人口ビジョンにおいて令和22(2040)年の18,800人の維持を目標としています。

○ 市人口ビジョン人口目標値(令和2年3月)



第2 第2期計画の実施状況

(1) 子育て情報の提供や子育て世帯の交流促進に向けた具体的内容

	施策名	第2期計画で定めた実施内容	令和6年度実績（見込み） （令和6年9月30日現在）	進捗状況や 今後の方向性	担当課
1	妊産婦・乳児訪問指導	乳幼児訪問指導（こんにちは赤ちゃん事業）は、保健師が全戸訪問し、出産後の子育てに対する不安の解消などに努め、希望者には助産師訪問も実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦訪問：1件 ・新生児・乳児訪問、産婦訪問：40件 	ハイリスク妊婦など、必要に応じ妊婦への訪問を実施しています。乳幼児訪問指導は、里帰り以外の児を対象に保健師が全戸訪問していますが、出生数の減少により訪問件数も減少しています。助産師訪問は産後ケア事業として、希望者に実施します。	健康福祉課
2	地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター）	育児相談、あそぼう会、子育て教室などにより、保育所等を利用していない乳幼児のいる子育て家庭に対する支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・森の子育て支援センター（週5日開所、土・日・祝日及び年末年始休所） 	保育所等を利用していない子どもの人数の減少により、利用者が減ってきています。利用者状況を確認しながら、引き続き運営します。	地域福祉課
3	地域子育て支援拠点事業 （つどいの広場）	保育所等を利用していない乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場（たからっこ広場、カンガルー広場）を開設し、子育てについての相談、情報の提供等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・たからっこ広場（週5日開所、水・日・祝日及び年末年始休所） ・カンガルー広場（令和6年4月より休止中） 	たからっこ広場は、令和8年度末までの指定管理協定を締結し運営しています。令和9年度以降の運営については、改めて検討します。カンガルー広場は休止を継続し、就学前児童数の推移を見ながら廃止も検討します。	地域福祉課
4	保育所等利用体験	希望者へ保育所等の利用体験（あそぼう会や園庭開放）を行い、遊びの場を提供するとともに、保育所等に対する理解を促進します。	森の子育て支援センターによる園庭開放、森の子育て支援センター及び公立保育所によるあそぼう会を実施しました。	保育所等に入所していない就学前の子どもと保護者の遊びと交流の場を提供するため、利用者状況を確認しながら、引き続き実施します。	地域福祉課
5	子育て応援ガイドブックなどによる情報提供・情報発信	妊娠から出産・子育てを通して必要な手続きや健診・予防接種・各種手当等の、子育て支援についてコンパクトにまとめた「子育て応援ガイドブック」を作成し、情報提供を行います。また、広報誌、ホームページ、SNSなどで市内の子育て関連情報を発信し、さらなる情報提供の充実を図り、子どもと子育て家庭を応援します。	「子育て応援ガイドブック」を作成し、情報提供を行った。また、広報誌、市ホームページ、公式LINEで市内の子育て関連情報を発信しました。	作成したガイドブックは、妊婦健診などの機会に配布するなど、積極的な情報提供を今後も行っていきます。	地域福祉課 健康福祉課
6	栄養教室	乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるため、各種料理（栄養）教室を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・離乳食教室：4回/延べ11名 ・子どもの食育教室：4学童/延べ103名 	離乳食教室の参加者は出生数の減少に伴い減少傾向にあります。引き続き、教室の内容の充実に努めます。	健康福祉課
7	母子栄養管理	妊産婦の正しい食生活の普及を図るため、乳幼児や保護者等を対象とした食生活や食習慣に対する学習の機会や情報の提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・もうすぐパパママ教室：1回/3名 ・離乳食教室：4回/延べ11名 ・子どもの食育教室：4学童/延べ103名 個別指導：5名 	引き続き、各種教室を開催し、正しい食生活を学習する機会を提供します。	健康福祉課

8	パパ・ママ教室	妊婦とその夫を対象とし、親同士が交流できる場を提供するとともに、妊婦・出産・育児についての知識と情報を提供します。	・もうすぐパパママ教室：2回/延べ9名（うち妊婦5名、夫3名、実母1名）	妊婦（特に初産婦）が減少しており、教室への参加者も減少しています。対象者のニーズを把握し、教室の内容の充実を図ります。	健康福祉課
9	子育て世代包括支援センター	妊娠、出産、育児その他子育てに関する各種相談並びに必要な情報提供や助言・指導により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。	支援プラン策定会議：3回 電話・来所相談：72件	支援プラン策定会議は、必要に応じて実施しています。相談については随時対応を行っています。	健康福祉課

(2) 親子の心身の健やかな成長のための相談等の充実に向けた具体的内容

	施策名	第2期計画で定めた実施内容	令和6年度実績（見込み） （令和6年9月30日現在）	進捗状況や今後の方向性	担当課
1	妊婦・乳幼児健康診査	3歳までの集団健康診査と妊婦・乳幼児健康診査による個別診査を実施し、乳幼児の成長・発達の確認、病気や障がいの早期発見、栄養相談等の個別指導を行います。	・妊婦健診：56人/延べ448人 ・乳児一般健診：42人 ・集団健康診査：6回/延べ178人	集団健診や妊婦・乳幼児健康診査を実施し、成長発達の確認や困り感への相談対応等を行っています。健診未受診者には受診勧奨を随時実施しています。	健康福祉課
2	乳幼児発達相談	精神発達面・行動面・言語面等で精密検査が必要な幼児に対して、成長発達を支援すること、保護者の育児指導に役立てることを目的に発達相談を実施します。	のびのび相談会：2回/延べ8人	令和6年度は、年5回に増やし実施しています。相談会の利用希望者、支援を必要とする幼児が増えています。	健康福祉課
3	乳幼児・妊婦健康相談	地域住民の自主的活動の場において、また、個別に育児不安を持つ母親などへ相談・指導を実施します。	・乳幼児健康相談：4回/延べ11人 ・妊婦健康相談（母子健康手帳交付時に実施）：30人	乳幼児健康相談の利用人数は、やや減少傾向にあります。また、妊婦健康相談は妊娠届出数の減少に伴い、減少傾向にあります。	健康福祉課
4	親子・乳幼児健康教室	離乳食講習会を実施し、離乳食の作り方や離乳の進め方について指導を行います。また、親子の遊びや交流を通じた親子教室を開催します。	離乳食講習会：4回/延べ11人	親子教室は、令和5年度から子育て支援センター主催に変更しました。市保健師も参加し、相談対応等を行っています。	健康福祉課
5	児童相談	児童相談員を配置し、児童虐待や子育てに関する悩み、家庭問題などについて関係機関と連携し相談や指導を行います。	家庭相談員1名配置	令和6年4月から「こども家庭係」を新設したことにより、虐待通告及び要保護・要支援児童への組織的対応を強化しました。	地域福祉課

6	婦人相談	婦人相談員を配置し、DV被害者及びその家族など支援が必要な人たちに、関係機関と連携し相談・支援、指導を行います。	女性相談支援員1名配置	県配偶者暴力相談支援センターや警察、弁護士会など関係機関と連携し、必要に応じた相談・支援を実施しています。	地域福祉課
---	------	--	-------------	---	-------

(3) 乳幼児期の教育・保育サービスの充実に向けた具体的内容

	施策名	第2期計画で定めた実施内容	令和6年度実績（見込み） （令和6年9月30日現在）	進捗状況や今後の方向性	担当課
1	3号認定子どもの受け入れの拡大	松野保育所と寄木保育所の統合・整備を進めることにより、待機児童の多い3号認定子どもの定員を21人増やし、待機児童の解消を図ります。	定義による待機児童0名	定員増加により、令和3年度から年度末時点の定義による待機児童は0名となっています。引き続きニーズにあわせて調整を行います。	地域福祉課
2	地域子ども・子育て支援事業の充実	延長保育事業や一時預かり事業など、保育ニーズに合ったサービスの充実に努めます。	全私立保育園・認定こども園で一時保育・延長保育を実施しました。全認定こども園・私立保育園1か所では休日保育を実施しました。市立保育所1か所で延長保育・休日保育を実施しました。	今後も、保育ニーズに合わせ継続してサービスの提供を行います。	地域福祉課
3	障がい児支援保育事業	私立保育園等に対して私立保育所等運営事業費補助金を交付し、障がい児など特別な支援が必要な子どもの保育の充実を図ります。	各園で訪問調査を行い、重度1名、中度7名、軽度10名を認定しました。認定区分に応じて各園に助成を行い、年額14,256千円の補助金を交付しました。	引き続き、特別な支援が必要な子どもが所属する園へ補助を行い、保育の充実を図ります。	地域福祉課
4	認定こども園の推進	多様化する利用者ニーズに対応するため、幼稚園、保育園等の運営法人の意向を尊重しながら、認定こども園への移行を進めます。	公立保育所4か所、認定こども園4か所、私立保育園1か所、私立幼稚園1か所、小規模保育事業所A型2か所、家庭的保育事業所1か所	移行済みの4か所以外に、移行希望の施設はありません。現在は、多様な施設の中から、利用者がニーズに応じて保育施設を選べる状況になってきています。未移行の法人については、意向を尊重しながら進めます。	地域福祉課
5	幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援	幼稚園教諭や保育士等の資質向上のため、合同研修の開催などにより連携体制の構築を図りながら、人材の確保や育成に向けた支援に努めます。	研修開催の周知を行いました。各研修は施設ごとに実施しました。	幼稚園教諭や保育士等の資質向上のため、研修機会の情報提供を行い人材育成に向けた支援に努めます。	地域福祉課
6	教育相談訪問	就学上課題のある幼児や学校生活に課題のある児童・生徒について学校・教育委員会・福祉・保健関係者が、状況や課題を共有することにより、連携を図りながら課題解決に向けた指導・支援に努めます。	翌年度の就学予定児を対象として、教育相談員による園訪問を行いました。各施設及び保護者からの相談に対し教育相談員が随時対応するとともに事案の内容によっては、地域福祉課と連携を図りながら対応しました。	教育相談をもとに、各園、各小中学校と連携しながら対応をしています。就学については、市の教育支援委員会で審議をしています。学校教育に係る諸問題については、各校と情報を共有しながら対応していますが、相談内容が多岐にわたるため、事例に即した対応を継続しています。	教育総務課

7	幼保小連携	幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校が、共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、理解を深め共有することが重要なことから、児童の交流や職員の見解交換、情報交換などの連携を図ります。	教育委員会実施の「架け橋プログラム」へ参加し、連携を図りました。	今後も児童の交流や、教育委員会実施の「架け橋プログラム」へ参加し、職員間の情報交換、相互理解などの連携を図ります。	地域福祉課
---	-------	---	----------------------------------	---	-------

(4) 学校の教育環境の充実に向けた具体的内容

	施策名	第2期計画で定めた実施内容	令和6年度実績（見込み） （令和6年9月30日現在）	進捗状況や 今後の方向性	担当課
1	普通学級特別支援	普通学級に在籍する特別支援が必要な児童・生徒について一人一人の障がいの内容や程度に応じた教育を行うため、支援員を配置します。	・ひかりサポート（小学校）12名配置 ・みのりサポート（中学校）6名配置	子どもが年々減少している一方で、特別な支援が必要な児童・生徒は増加傾向にあることから、円滑な学校運営のために、継続して実施する必要があります。	教育指導課
2	学校不適応対策	児童・生徒の様々な悩みへの対応のため、小中学校でスクールカウンセラー、スクールソーシャル・ワーカー（SSW）、適応支援相談員による対応を実施し、関係機関と連携しながら支援に努めます。	西根中学校を拠点校として、適応支援相談員1名を配置	学校における別室登校の児童・生徒の支援のため、継続して実施する必要があります。	教育指導課
3	適応指導教室の設置	不登校等の児童・生徒の学校生活への復帰を目指し、集団生活への適応力の育成を図ります。	適応指導教室指導員2名を配置。小学生2名、中学生2名が利用しました。	適応指導教室指導員が当該児童・生徒の所属校と連携して支援の在り方について検討したり、教育相談や家庭訪問を行ったりしています。現在利用している児童生徒に対する支援の継続の他に、毎年新規の利用者の希望があることから、継続して設置をする必要があります。	教育指導課
4	キャリア教育の推進	小中学校において、将来の自分の職業や生き方、進路等について考えるための学習や体験的な活動を積極的に推進し、発達段階に応じた職業観や勤労観の育成を図ります。	八幡平市キャリア推進協議会関係委員13名、各小中学校キャリア教育担当14名、平館高等学校キャリア教育担当1名で協議会・研修会を行いました。	八幡平市キャリア教育推進協議会・研修会では、「八幡平市キャリア教育計画」について説明し、八幡平市の関係機関と各学校が情報交換を行い、キャリア教育を推進しています。八幡平市キャリアパスポートを各小中学校で令和2年度から活用し、義務教育9年間を通してキャリア教育に取り組んでいます。今後も計画的な支援を行います。	教育指導課
5	芸術・文化活動の支援	岩手県と共催して青少年劇場を開催し、青少年の豊かな情操を養い、健全育成に努めます。また、文化庁、岩手県などが主催する芸術文化事業を推進します。	・青少年劇場：6月11日開催、169人 ・八幡平市芸術祭：11月4日、23日～24日開催予定 ・県事業連絡調整：随時実施	引き続き、青少年の豊かな情操を育み、健全育成に努めます。	文化スポーツ課
6	スポーツ活動の支援	スポーツ少年団本部や市体育協会と協力し、スポーツ少年団活動などを推進します。	市体育協会を通じてスポーツ少年団に対し補助を行い、団の活動推進への助成を行いました。	年度計画通りに事業は行われています。団員数は減少傾向にあるが、今後も継続して活動を推進していきます。	文化スポーツ課

7	体験学習の推進	団体活動や社会活動を行ううえでの児童・生徒のリーダーを育成し、自然や文化の違いを体験することで、郷土八幡平市を再確認するとともに、児童・生徒の健全育成を図ります。	「考えよう八幡平市の今、つくるろう未来」をテーマに、小学生65名、中学生18名の参加により子どもリーダー研修会を実施しました。	団体活動や社会活動を行ううえで、児童・生徒のリーダー育成は地域の活性化にもつながるため、今後も継続して実施する必要があります。	教育総務課
8	総合教育支援	市内の小中学校等が中心となり、様々な教育課題を地域全体で解決し、児童・生徒の健全な育成を図ります。	市内の小中学校・保育所（園）・学童保育クラブ等が主催する園児・児童・生徒・保護者等を対象とする市総合教育支援事業を行いました。	引き続き、児童・生徒の健全育成に努めます。	文化スポーツ課
9	思春期教室	中高生・保護者・関係者に対する性教育・喫煙、アルコール依存症・薬物乱用など、啓発指導の講演会等を開催します。	各中学校で、薬剤師や警察職員を講師として薬物乱用防止教室を開催しました。性教育についても助産師を招いての講演を実施しました。	担任や養護教諭による教科等や日常指導のほか、外部講師による講演会等の実施により、指導の充実が図られています。	教育指導課
10	教育相談	教育相談員を配置し、学校の教職員や児童・生徒、保護者などを対象に、生徒・児童の問題行動や悩みなど学校教育に係る様々な問題への対応に努めます。	教育相談員による教育相談会を2回実施するとともに園訪問を行いました。学校及び保護者からの相談に対し教育相談員が随時対応するとともに、事案の内容によっては、地域福祉課と連携を図りながら対応しました。	教育相談をもとに、各園、各小中学校と連携しながら対応をしています。就学については、市の教育支援委員会で審議をしています。学校教育に係る諸問題については、各校と情報を共有しながら対応していますが、相談内容が多岐にわたるため、事例に即した対応を継続しています。	教育指導課

(5) 地域における子育ての支援に向けた具体的内容

	施策名	第2期計画で定めた実施内容	令和6年度実績（見込み） （令和6年9月30日現在）	進捗状況や 今後の方向性	担当課
1	教育振興運動	教育振興運動推進大会を開催し、共通理解を深め運動の一層の充実を図ります。	三行詩・漢字検定の取り組み、各実践区実践発表会、教育振興運動推進大会を実施し教育振興運動の共通理解を深めました。	「地域ぐるみの教育」の充実のため、今後のより良い在り方を検討します。	教育総務課
2	食育の推進	食生活改善グループにより、学童保育や小学校などと連携した、食育を推進します。	子どもの食育教室：4学童/延べ103名	市内の学童保育クラブに対し、隔年で食育教室を実施しています。引き続き、学童保育や小学校などと連携しながら、食育教室の内容の充実を努めます。	健康福祉課
3	情報発信	ホームページや学校広報などを利用し、地域の保育・子育て支援に対する理解の促進を図ります。	市ホームページや広報のほか、公式LINEでも子育て支援施設や子育てに関するイベントの情報を発信し周知しました。	引き続き、広報やSNSを活用した情報発信を行い、保育・子育て支援に対する理解の促進を図ります。	地域福祉課 教育総務課

4	コミュニティ・スクール	学校、保護者、地域が連携し目標やビジョンを共有したコミュニティ・スクールを拡充し、子育て支援への理解促進を図ります。	市内全小中学校の学校運営協議会において、地域とともにある学校づくりを目指して取り組みました。	市推進協議会での情報共有や研修、CSコーディネーターの配置の継続により、今後も学校・家庭・地域が連携しながら取り組みの充実を図ります。	教育総務課
5	学校体育施設開放	住民のスポーツ・レクリエーション活動の場と子どもの遊び場の確保を図るため、小学校・中学校の運動場、体育館などの体育施設を住民に開放します。	学校体育施設開放：14小中学校、開放日数/延べ540日（8月末現在）	引き続き、学校の協力を得ながら、学校体育施設の開放に努めます。	文化スポーツ課
6	子ども食堂	子どもの居場所づくりとして、開設を目指す団体などに支援し、実施について検討します。	子どもの居場所づくりを実施する団体が主催するイベント等について、市公式LINE等を活用して周知を行いました。	引き続き、実施団体主催のイベント等の周知を行うほか、関係団体への支援も検討していきます。	地域福祉課

(6) 就業生活と家庭生活の両立の推進に向けた具体的内容

	施策名	第2期計画で定めた実施内容	令和6年度実績（見込み） （令和6年9月30日現在）	進捗状況や今後の方向性	担当課
1	ワーク・ライフ・バランスの推進	企業等と連携したワーク・ライフ・バランスの推進や機運醸成に向けた取組みを推進します。	なし	時間外労働の削減や有給休暇等が取得しやすい職場環境づくりを目指すため、関係機関と連携し、市内企業等への普及・啓発等に努めます。	地域福祉課
2	男女共同参画	性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、男女が互いの人権を尊重し合いながら自分らしく生きることの大切さとともに、子育てに男女で関わることの楽しさと必要性について、出前講座や男女共同参画に関連するイベントを実施し、一層の普及・啓発に努めます。	いわて男女共同参画オンラインセミナー：6月15日開催、市民等14人参加	コロナ禍前は、フォーラムやサポーター養成講座を開催していましたが、主催していた団体が活動休止状況にあります。引き続き、団体の育成に努めるとともに関連イベントへの参加を促します。	文化スポーツ課
3	夫婦共同で子育てをする意識の醸成	パパ・ママ教室などの事業により、夫婦共同で子育てをする意識の醸成を図り、父親の育児参加を促進します。	もうすぐパパママ教室：2回/9名（うち妊婦5名、夫3名、実母1名）	妊婦とそこご家族を対象に教室を行っています。妊婦（特に初産婦）が減少しており、教室への参加者も減少しています。妊娠届出時にチラシを配布しています。教室に参加できない方は、個別に対応しています。	健康福祉課

(7) 経済面及び生活面における支援に向けた具体的内容

	施策名	第2期計画で定めた実施内容	令和6年度実績（見込み） （令和6年9月30日現在）	進捗状況や 今後の方向性	担当課
1	保育料等の軽減	保育料や副食材料費の軽減に努めます。	保育料を第2子以降無償化としました。 また副食材料費の第3子以降無償化、国基準で免除とならない3～5歳の全世帯に対し、市単独で4,800円を補助しました。	今後も、八幡平市教育・保育給付認定に関する条例施行規則に基づき、継続して軽減を実施していきます。	地域福祉課
2	医療費の助成	中学生まで（令和3年度から高校生まで）の子どもの対象に、医療費自己負担分全額を助成します。児童を扶養するひとり親及び児童に、医療費の一部を助成します。また不妊治療のため、特定不妊治療に対する助成を実施します。	医療費助成額 ・子ども医療費 6,944万円 ・ひとり親医療費 1,481万円	子ども医療費は令和3年度から対象を高校生まで拡大したほか、令和5年度から現物給付を実施しました。ひとり親家庭を含め医療費給付制度による支援を継続して行います。保険適用外であった特定不妊治療は令和4年度から保険適用とされています。	市民課
3	子育て短期支援	保護者が一時的に子どもを保育することが困難になった場合、児童養護施設に委託し、子どもを一時的に養育・保護します。主に日中に預かるショートステイ事業と、主に夕方から夜間に預かるトワイライトステイ事業があります。	県内5施設と契約を締結済みで、ショートステイ、トワイライトステイ、休日預かりへの対応を行いました。	支援が必要な親子の短期受け入れや、利用日数の柔軟化（増加）など、法改正後のサービス拡充について検討します。	地域福祉課
4	子育て支援ヘルパーの派遣	産前・産後の時期において、各家庭を訪問し、家事などの補助をする子育て支援ヘルパーを派遣します。	・産前の新規申請：1件 ・産後（令和5年決定分）の利用券継続利用者：1名	産前・産後でそれぞれに申請が必要なので使いにくいという意見について検討します。	地域福祉課
5	妊産婦医療費の助成	妊産婦を対象とし、妊娠5ヶ月に達する日の属する月の初日から出産した日の翌月末日までの期間で一部負担金分について助成を行います。	医療費助成額 妊産婦医療費 241万円	妊産婦医療費給付制度による支援を継続して行います。	市民課
6	奨学金の貸付	学資の支弁が困難と認められる高校生、大学生等に対し、奨学金の貸付を行います。	・貸付：5名（新規3名） ・貸付額：144万円	新規貸付者は減少傾向であることから、制度の利用がしやすいよう随時見直しを図りながら、継続して実施します。	教育総務課
7	母子父子福祉資金の貸付	県で実施している母子家庭等に対する貸付事業について、書類の受付等の窓口業務を行い、経済的自立を支援します。	相談はありましたが、申請に至りませんでした。	今後も継続し、母子・父子家庭の経済的自立をサポートします。また、社会福祉協議会に相談してから市役所に来る場合が多いため、パンフレット等を作成し社会福祉協議会に提供することを検討します。	地域福祉課
8	母子家庭等自立支援	ひとり親家庭の親に対し、看護師などの資格取得のため、高等職業訓練の促進を図ります。	・自立支援教育訓練給付金：0件 ・高等職業訓練促進給付金：給付中1件	引き続き給付を実施し、今後も事業の周知を図ります。	地域福祉課

9	出産祝金 ※出産・子育て応援ギフト	対象者が養育している第2子以降の子を出産した際に、祝金50,000円を支給します。 ※令和5年度から、出産祝金と国の出産・子育て応援給付金を統合し、出産応援ギフトとして妊娠中に10万円、子育て応援ギフトとして出産後に子1人につき50万円を支給。	・出産応援ギフト：24件 ・子育て応援ギフト：39件	引き続き、全ての妊婦や子育て世帯が安心して出産や子育てができるよう、伴走型相談支援とともに経済的支援を実施します。	健康福祉課
10	障がい児等福祉対策	未就学児は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を実施し、就学児は生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進を支援します。	44名の児童に対し支給決定を行い、利用推進を図りました。	障がい児や医療的ケア児にサービスを提供しており、事業費及び支給決定者は年々増加しています。今後も継続して支援を行います。	地域福祉課
11	療育相談	発達に心配のある子どもやその保護者の相談、児童にあった支援について関係機関と連携を図ります。	4件	相談は随時受け付けており、地域福祉課障がい福祉係と連携して対応しています。	健康福祉課
12	スクールバスの運行	遠距離から通学する児童・生徒のため、スクールバスを運行し通学環境の整備に努めます。	西根地区5系統、松尾地区4系統、安代地区7系統で運行しました。	遠距離通学児童生徒の通学負担の緩和を図るため、今後も継続して実施します。	教育総務課
13	高等学校等通学定期購入費補助	高校生などの通学定期券購入費の一部を補助し、経済的負担の軽減に努めます。	・対象者：269名（令和5年度実績） ・補助額：4,710千円（令和5年度実績）	子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、今後も継続して実施します。	教育総務課

(8) 子育てしやすい環境の整備に向けた具体的内容

	施策名	第2期計画で定めた実施内容	令和6年度実績（見込み） （令和6年9月30日現在）	進捗状況や今後の方向性	担当課
1	児童遊園の管理	児童遊園の遊具の保守点検を実施し、安全に遊べる環境を維持します。	市内4か所の児童遊園の遊具について、年1回保守点検を実施し、必要に応じて修繕しました。	引き続き、児童遊園の管理を実施します。	地域福祉課
2	屋内施設の整備	冬や雨の日などでも子どもを自由に遊ばせることができるよう、広々とした屋内施設の整備について検討します。	（仮称）大更駅前顔づくり施設内に天候に左右されず、こどもとその保護者が遊ぶことができる施設について建設工事に着手しました。	令和8年度運営開始に向けて、例規整備、指定管理先の募集準備、備品購入の準備を進めます。	地域福祉課
3	交通安全施設の整備	関係機関と連携し、交通安全施設の適切な管理を図り、交通事故の防止など交通安全の環境整備を推進します。	岩手警察署、教育委員会、道路管理者と情報共有しながら、交通安全施設の管理、新設、修理工事を実施しています。	今後も引き続き、関係機関と連携し、交通安全の環境整備を推進します。	防災安全課

4	交通安全の啓発	保育所等や小学校で交通安全教室を開催し、交通事故を防止するため広報・啓発活動を行います。	市内、全保育所・小学校で交通安全教室を開催しました。また、交通安全のため街頭啓発活動を実施しています。	今後も引き続き、交通安全教室及び交通安全のため街頭啓発活動を実施します。	防災安全課
5	防犯設備の整備	地域振興協議会を通じて、各自治会等への防犯灯の管理を適切に行うための支援を行います。	自治会等の防犯灯については、未整備箇所の新設、既存施設のLED化など整備事業を地域振興協議会を通じて支援しています。 ※市管理の既設防犯灯につきましては、故障等を確認次第、早急に修理対応しています。	引き続き、自治会等の防犯灯は修繕等により適切な維持管理を行いLED化等を計画的に進めます。 ※今後も引き続き、市管理防犯灯は迅速に修繕対応しながら、計画的にLED化を進めます。	まちづくり推進課 ※防災安全課
6	地域防犯活動の推進	登下校の見守り隊や防犯研修会の開催、挨拶運動などによる住民との連携意識の高揚などにより防犯意識を高めます。	岩手警察署、防犯協会、防犯隊と連携しながら、下校見守り活動や巡回などの防犯啓発活動、広報活動を実施しています。	今後も引き続き、関係機関と連携し、子供が事件に巻き込まれることを未然に防ぐため、子供の安全対策を推進します。	防災安全課
7	化学物質環境対策	PM2.5などによる健康被害を防ぐため、関係機関と連携し対策を推進します。	化学物質に関して国、県及び関係機関と連携して情報を共有し、市ホームページで啓発、情報提供を行いました。	市民生活に影響を及ぼす化学物質に起因する環境対策について、市ホームページで啓発、情報提供を行います。	市民課
8	住宅セーフティネット	ひとり親など低所得の子育て世帯が市営住宅などに入居できるよう、相談体制を整えます。	随時募集、定期募集時に窓口にて相談対応を行いました。相談件数9件	今後も同様に対応していきます。	建設課
9	ユニバーサルデザインの推進	多目的トイレの設置など、子育てしやすく安心して外出できる施設整備や、車いすの通行に配慮したユニバーサルデザイン化のまちづくりを推進します。	公共施設整備において、ひとにやさしいまちづくりの視点に基づいて、ユニバーサルデザインに配慮した施設を整備しました。 【道路施設整備】 都市計画道路大更駅前線、市道山子沢線、市道大更駅東線、市道鴨志田線、市道森合線等にセミフラット歩道を設置。 現在計画する路線についても、歩行者に配慮した歩道計画を検討。 【不特定多数の者が利用する公共施設整備】 令和7年度完成予定施設の（仮称）大更駅前通り施設	今後も不特定多数の者が利用する公共施設整備のバリアフリー化、施設案内表示の多言語化、多目的駐車スペースの設置などを推進します。	建設課

(9) 結婚を希望する男女の支援に向けた具体的内容

	施策名	第2期計画で定めた実施内容	令和6年度実績（見込み） （令和6年9月30日現在）	進捗状況や 今後の方向性	担当課
1	出会い支援	<ul style="list-style-type: none"> 結婚したい男女のニーズに合わせたセミナーを実施します。 結婚したい男女の出会いのためのイベントを開催します。 出会い支援事業推進協議会を設置し、出会い支援に関する情報収集や情報交換及び支援事業の啓発を実施します。 いきいき岩手結婚サポートセンターの入会登録料に対し補助を実施します。 	<p>出会い支援補助に関することや、イベントの最新情報を市ホームページや公式LINE等により周知しました。</p>	<p>結婚したい男女を対象としたセミナーや出会いイベント事業については、コロナ禍以降中止し、令和4年度から出会いイベントを実施する団体等への補助事業を実施しています。それに伴い、出会い支援事業推進協議会の活動も休止しています。</p> <p>今後は、いきいき岩手結婚サポートセンターに関する最新情報を公式LINE等を通じて広く周知することで利用者増を図り成婚組数の増加につなげます。また、市内業者に出会いイベント補助事業の周知を行い、婚活イベント開催の活性化を図ります。</p>	地域福祉課

第3 子育て支援に関するアンケート調査結果から見える課題

(1) 調査の結果、課題、市の対応（対象者、調査方法等は、6～7ページに記載してあります。）

保育施設・幼稚園等を利用している保護者の回答者数は310人、在宅の子どもの保護者の回答者数は47人、小学生の保護者の回答者数は431人で、合計788人の方から回答がありました。

以下、アンケートの主な項目について、傾向をまとめました。回答は、複数選択を可としており、選択された項目の割合を、それぞれの分類ごとにパーセントでグラフにしました。

① 子育てについて感じている悩みや問題など

小学校においては、「子育ての費用」が最多で2番目に多かったのは、「子どものしつけ方や教育に関すること」、3番目に多かったのは、「子どもの勉強、成績」でした。保育所・幼稚園においては、「子育ての費用」「子どものしつけ方や教育に関すること」が最多で次に多かったのは「子どもの病気や発育、に関すること」でした。在宅においては、「医療機関に遠いこと」が最多で2番目に多かったのは「子どもの病気や発育、発達に関すること」、3番目に多かったのは「子育ての費用」となっています。

【前回との比較】

「子育ての費用」、「子どものしつけ方や教育に関すること」、「子どもの病気や発育、発達に関すること」が上位となっているのは、前回と同じですが、「医療機関に遠いこと」が選ばれた割合が前回よりも増えています。

【課題】

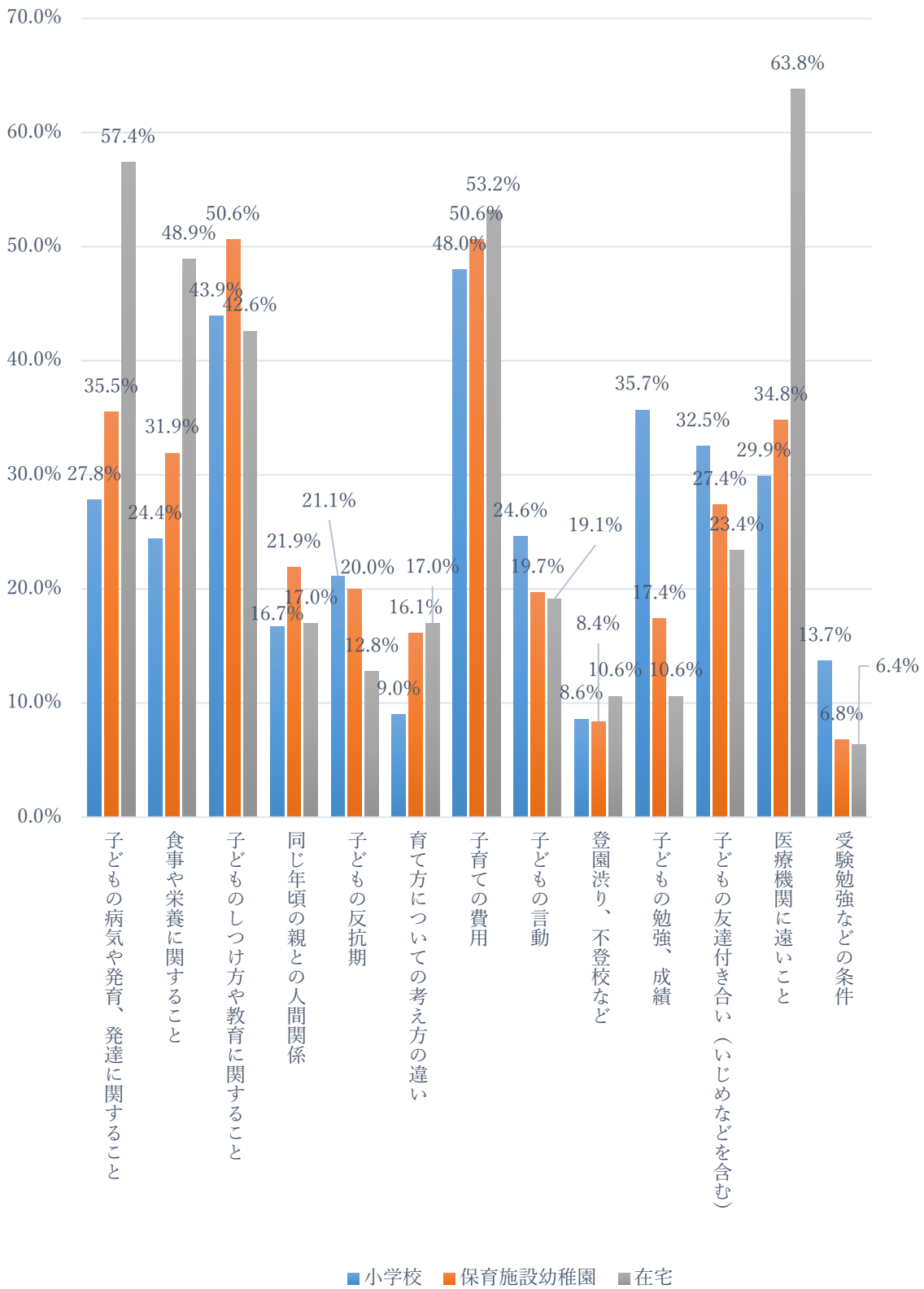
「子どものしつけ方や教育に関すること」、「子どもの病気や発育、発達に関すること」に悩んでいる保護者が依然として多く、また、市内小児科医院の閉院により、「かかりつけ医」が身近にない状況で不安を感じられている保護者も多い状況にあります。相談しやすい環境を整えながら、子育てに孤立しないよう関係機関で連携し、相談窓口等の情報提供を更に進める必要があります。

【市の対応】

- ・オンライン医療健康相談の施策を推進していきます。(31ページ、基本目標1、基本施策1⑦)
- ・家庭児童相談の施策を推進していきます。(34ページ、基本目標2、基本施策2②)
- ・教育相談の施策を推進していきます。(34ページ、基本目標2、基本施策2④)

「子育てについて感じている悩みや問題など」

複数回答



② 地域の子育ての環境について困っていること

「雨の日に子どもを遊ばせる場所がない」「近所に公園や広場がない」「冬に子どもを遊ばせる場所がない」が、高い割合で選ばれています。「交通環境が悪く、交通事故の心配がある」も高い割合となっています。

【前回との比較】

「雨の日に子どもを遊ばせる場所がない」「近所に公園や広場がない」「冬に子どもを遊ばせる場所がない」が上位となっているのは前回と同じであり、その割合は前回よりも伸びています。

また、道路等の交通環境については、徐々に改善されてきていることから、前は減ってきていたところでしたが、今回調査では前回よりもポイントは上昇しています。

【課題】

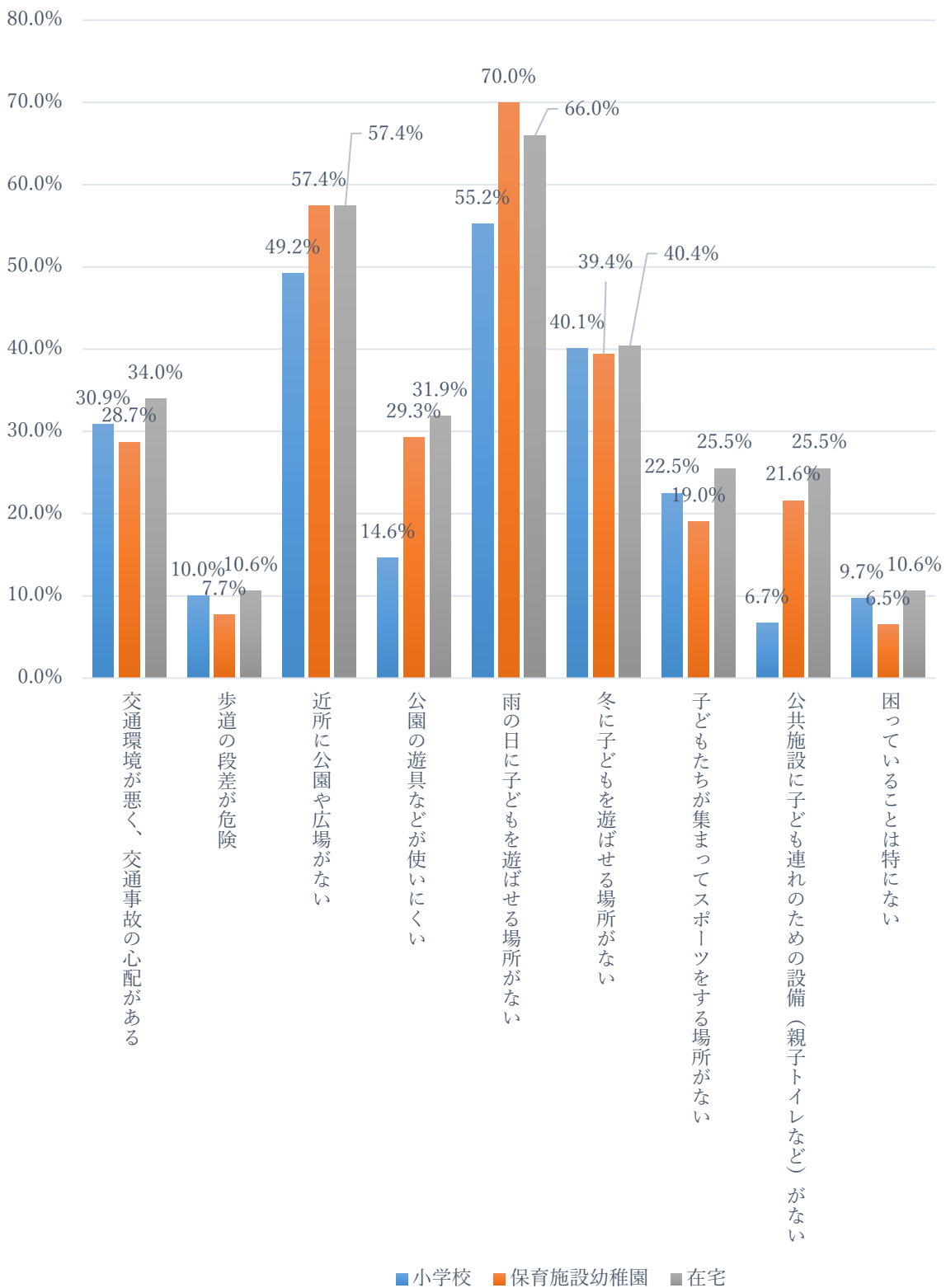
「子どもを遊ばせる場所」については、(仮称)大更駅前顔づくり施設の2階に子育て支援施設、屋根付き公園が設置され、新たな遊び場が整備されますが、市内の児童遊園などの既存公園施設についても、更なる活用を検討していくとともに、屋外公園の整備についても検討する必要があります。

また、道路等の交通環境については、徐々に改善されてきているものの、逆に改善されたことによりスピードの出し過ぎになどによる交通事故の心配が懸念されることから、交通安全指導を含めた交通安全の環境整備を、更に進めていく必要があります。

【市の対応】

- ・交通安全施設の整備の施策を推進していきます。(37 ページ、基本目標 3、基本施策 3 ①)
- ・交通安全の啓発の施策を推進していきます。(37 ページ、基本目標 3、基本施策 3 ②)

「地域の子育ての環境について困っていること」 複数回答



③ 市はどのような子育て支援に力を入れるべきか

小学校、保育所・幼稚園、在宅の全てにおいて、今回から選択項目として追加した「教育に係る費用扶助」が最多でした。2番目に多かったのは、小学校、保育所・幼稚園、在宅の全てにおいて、「子育てをしやすい職場づくりのための企業への働きかけ」で3番目に多かったのは、小学校と保育所・幼稚園では「子どもの医療費補助」、在宅では「保育園や幼稚園の費用の軽減」となっています。

【前回との比較】

今回から選択項目として追加した「教育に係る費用扶助」が上位となっています。「子育てをしやすい職場づくりのための企業への働きかけ」と「子どもの医療費補助」も上位となっているのは、前回と同じです。「保育園や幼稚園の費用の軽減」の割合は、国による「幼児教育・保育の無償化」（3歳以上の子どもは原則無償化、3歳未満の子どもは住民税非課税世帯に限り無償化）が実施され、子育てのための施設等利用給付が創設されるなどしてきていることもあり、小学校、保育所・幼稚園、在宅とも前回よりも減っています。

【課題】

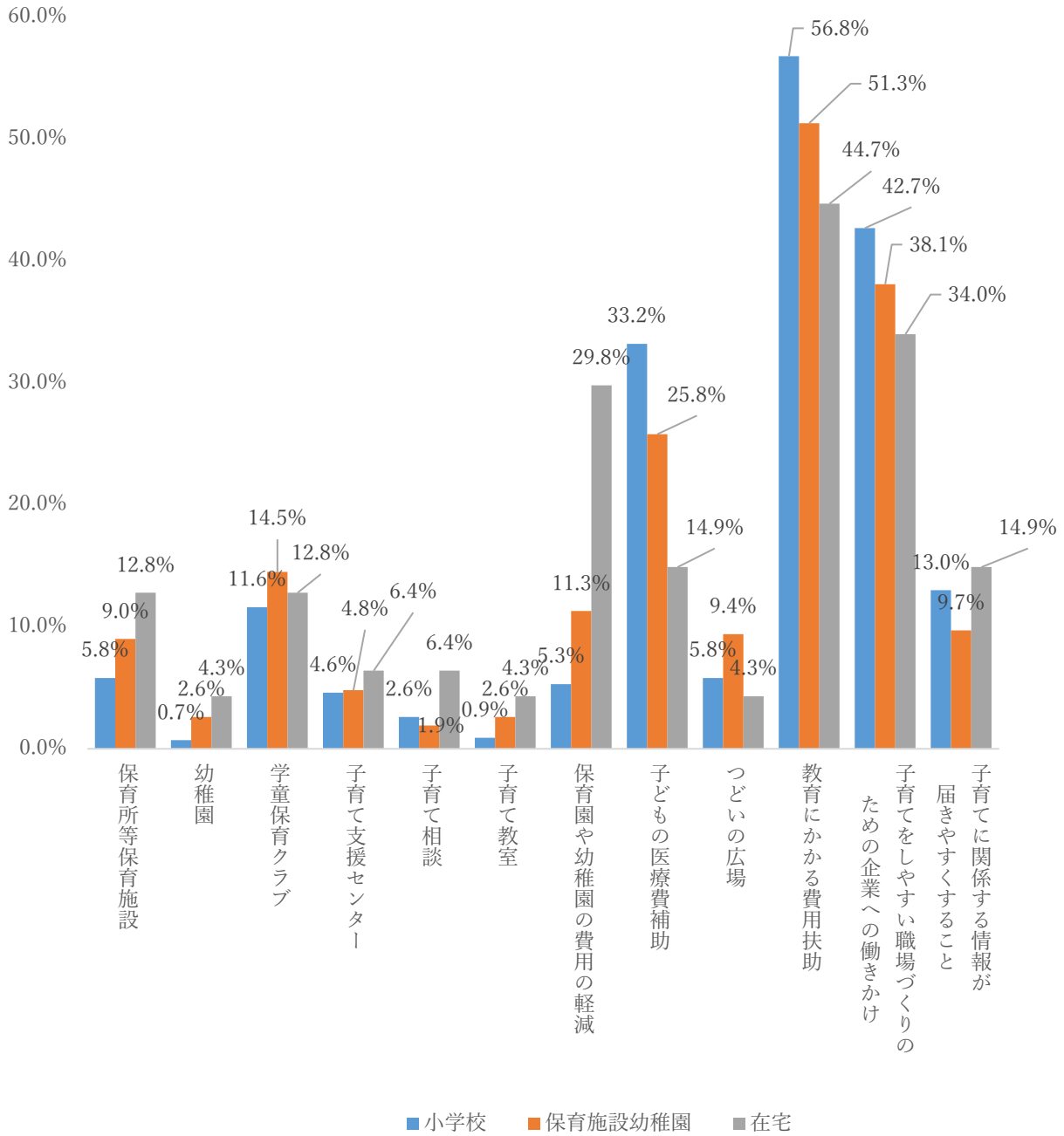
小学校、保育所・幼稚園、在宅の全てにおいて、「教育にかかる費用扶助」といった経済的支援の充実を求める声が多くなっています。

また、今回の調査においても小学校、保育所・幼稚園、在宅の全てにおいて、「子育てをしやすい職場づくりのための企業への働きかけ」が、多いことから、更なるワーク・ライフ・バランスの推進など、企業にどのような働きかけが可能か検討していく必要があります。

【市の対応】

・地域福祉課と関係課で連携をとりながら、ワーク・ライフ・バランスの施策を推進していきます。（36 ページ、基本目標 3、基本施策 1 ①）

「市はどのような子育て支援に力を入れるべきか」 複数回答



第4 市内の小学校に通う5年生・6年生の放課後の過ごし方アンケート調査結果

今回、市内の小学校に通う5年生（122人から回答）6年生（122人から回答）の皆さんに放課後の過ごし方について、アンケート調査を実施しました。「家の近くにあったらいいと思う施設」の問い（複数回答）について、雨天などでも遊べる屋内の公園（138人）が最多でした。2番目に多かったのは、遊具がある公園（104人）、3番目に多かったのは、体を動かせる体育館（103人）、次いで、友達と勉強できる場所（100人）、読書ができる静かな場所（54人）、悩みなどを相談できる場所（23人）の順となっています。その他自由記述回答欄の内容については、次のとおりです。

友達とゲームや話したり、自由に過ごせる場所。（もちろんWi-Fiあり）（学童ではない所）
雨が降ると遊ぶところが無い。（雪、冬も）
学校でない、自由に入出入りできる体育。天気に関係なく友人と集まれる場所。たまり場
1人で勉強できる場所
ゲームセンター・バッティングセンター
みんなが楽しく学校終わりでも勉強したり、遊んだり出来るといいなと思います。また、大人たちも来れるような所、プライベートな空間が好きなので、いいなと思います。
ドッグラン
体を動かせる場所（屋内ではなく）
アスレチックが欲しい。無印が欲しい。
Wi-Fiがあって友達とゲームが出来る所
近所の公園は遊具が少ない。バッティングセンターが欲しい。野球の出来る場所が欲しい。
給食のおかずや内容を、もう少し良くして欲しい。おかずが少なすぎて足りない。
遊ぶ場所が欲しい。遊べません。
駄菓子屋さんがあると楽しいだろうなと思います。
お買い物できるお店が欲しい。
コンビニ
ツタヤ・ゲオ・イオン
子どもだけでも利用できる場
店
サッカー場（屋内）ほかの部屋には小さい子でも遊べるブランコとかある部屋
図書館の本をもっと増やして欲しい。マンガや雑誌も
文房具店、書店があるとすぐに学校用具などがそろうのでたすかると思います。
アスレチックのある公園
本屋さん
特になし

※原文のまま掲載

第3章 計画の基本的な考え方

第1 基本理念

子どもたちが健やかに生まれ育ち、誰もが安心して笑顔で子育てができるまちの実現を目指し、以下のように基本理念を設定します。

【 基本理念 】

子ども・家庭・地域に笑顔あふれる八幡平市
～豊かな大地で、みんなが健やかで生きがいや喜びにあふれる環境づくりを目指して～

第2 基本的視点

【 基本的視点 】

○基本的視点1 子ども視点に立ったすべての子どもの成長発達への支援

子どもの生活や成長に影響を及ぼす児童虐待や子どもの貧困問題など、子どもを取り巻く課題が深刻化する中、子どもの権利を尊重することが重要となります。子どもの最善の利益が実現されるよう、すべての子どもの成長発達を見守り支援します。

○基本的視点2 多様な家庭生活での子どもを大切にしている子育ての支援

保護者や家庭を取り巻く環境の変化により、保護者の子育てに対する不安や負担、孤立感などが高まっています。すべての子育て家庭が子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる子育ての支援を行います。

○基本的視点3 様々な担い手による社会全体での子どもを大切にしている子育ての支援

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、子育て世代を取り巻く環境が変化しており、子育ては家庭だけではなく、社会全体での取り組みが求められます。家庭・地域・職域・行政がそれぞれの役割の中で連携・協力し、地域での子育ての支援を行います。

第3 基本目標と基本施策

【基本目標】

○基本目標1 子どもが健やかに育つことができるまちづくり

八幡平市では、一人一人の子どもの最善の利益を考えるとともに、全ての子どもと家庭を対象にニーズに応じた支援を行い、子どもが健やかに育つことができるまちづくりを目指します。

【この目標のもとで推進する基本施策】

- 1 妊娠から子育てまでの切れ目ない支援の充実
- 2 乳幼児期の教育・保育環境の充実と学齢期への円滑な接続
- 3 学齢期から青年期までの子ども・若者の育成環境の充実
- 4 子どもが安心して過ごせる居場所と多様な体験づくりの充実

○基本目標2 安心して子育てができるまちづくり

八幡平市では、すべての子育て家庭が、家庭の状況やライフスタイルに応じた子育てに向き合うとともに、子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てができるまちづくりを目指します。

【この目標のもとで推進する基本施策】

- 1 家庭の子育て力・教育力の向上
- 2 子どもに関わる相談体制と情報提供の充実
- 3 保育サービスの充実
- 4 子育て家庭の経済的負担の軽減
- 5 支援を必要とする子どもと家庭を支える取り組みの推進

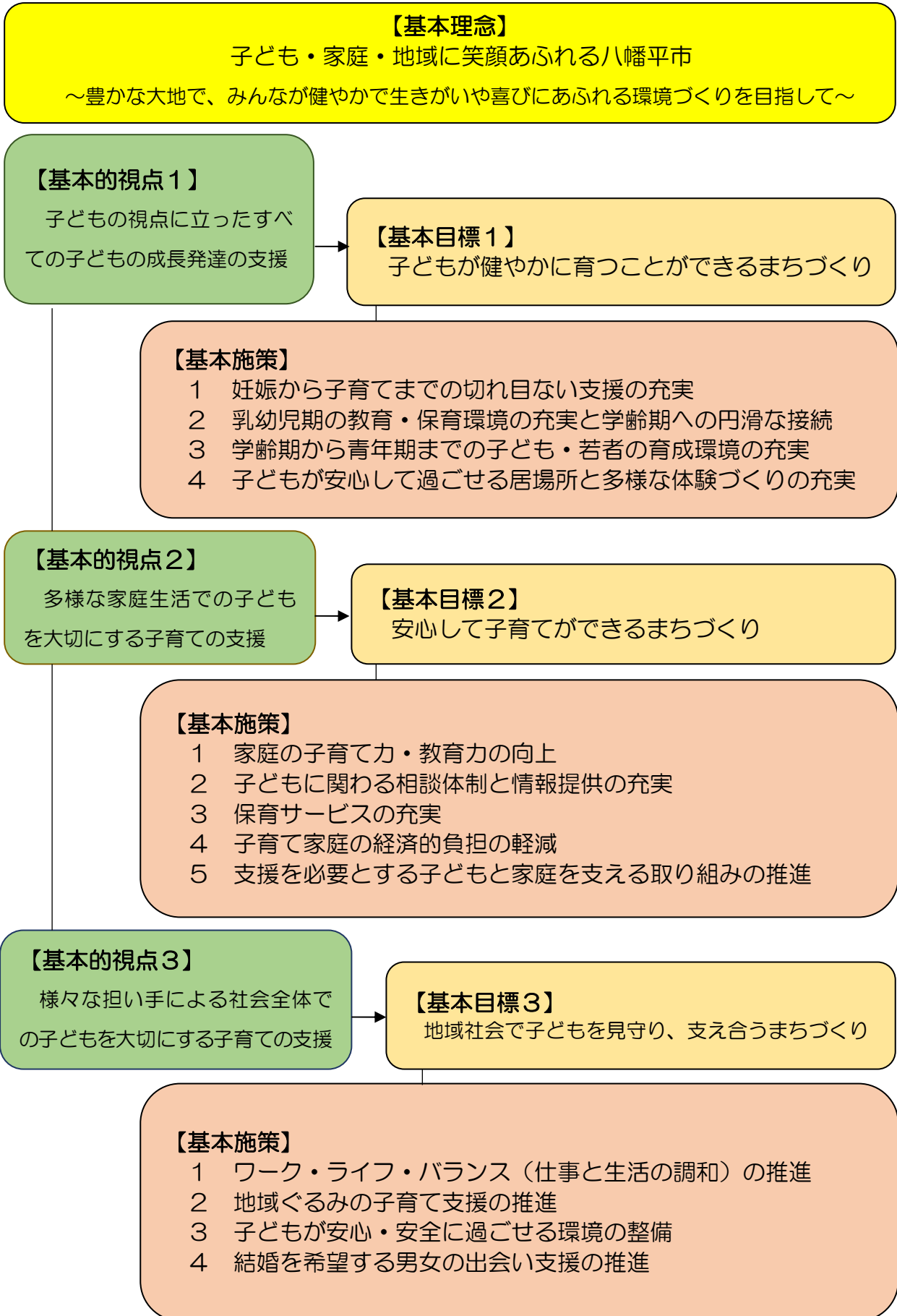
○基本目標3 地域社会で子どもを見守り、支え合うまちづくり

八幡平市では、子どもや子育て家庭を地域ぐるみで支えていけるよう、子育て支援に関する地域活動の支援や子育て相談・交流を推進し、地域全体での子育て意識の向上を図ることにより、地域で子どもを見守り、支え合うまちづくりを目指します。

【この目標のもとで推進する基本施策】

- 1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- 2 地域ぐるみの子育て支援の推進
- 3 子どもが安心・安全に過ごせる環境の整備
- 4 結婚を希望する男女の出会い支援の推進

第4 計画の体系



第4章 施策の展開

第1 施策の具体的推進と今後の方向性

【基本目標1】 子どもが健やかに育つことができるまちづくり

【基本施策1】 妊娠から子育てまでの切れ目ない支援の充実に向けた具体的内容

施策名		実施内容
①	医療費の助成	妊娠5ヶ月に達する日の属する月の初日から出産した日の翌月末までの期間の医療費自己負担分の一部を助成します。【市民課】
②	もうすぐパパママ教室	お子さんが生まれるご家庭を対象に、親同士が交流できる場を提供するとともに、妊娠・出産・育児についての知識と情報を提供します。【健康福祉課】
③	妊産婦・乳幼児訪問指導	ハイリスク妊婦など、必要に応じて妊婦への訪問を実施します。また出産後は乳幼児訪問指導を行い、産後のお母さんや赤ちゃんの健康状態を確認し、子育てを支援します。【健康福祉課】
④	産後ケア	産後1年未満のお母さんと赤ちゃんを対象に、出産後安心して子育てができるよう、授乳や育児の相談などが受けられる場を提供します。 ・訪問型 助産師が自宅に訪問して、授乳指導や乳房ケア等を実施 ・デイサービス型 産婦人科医療機関で、授乳や育児相談のほか、お母さんがゆっくり休息できるようサポート 【健康福祉課】
⑤	乳幼児健診	乳幼児期の健康診査（健診）を行い、お子さんの成長・発達を確認し、病気などの早期発見につなげます。【健康福祉課】
⑥	母子栄養管理	妊産婦の正しい食生活の普及を図るため、乳幼児や保護者等を対象とした食生活や食習慣に対する学習の機会や情報の提供を行います。【健康福祉課】
⑦	オンライン医療健康相談	安心して妊娠、出産、子育てを迎えることができるよう、これまでの対面や電話を前提として行われてきたサポートに加え、オンラインで産婦人科医、助産師、小児科医に無料で医療健康相談をすることができるサービスを提供します。【健康福祉課】

【基本施策2】 乳幼児期の教育・保育環境の充実と学齢期への円滑な接続に向けた具体的内容

施策名		実施内容
①	子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）	育児相談、あそぼう会や子育て親子の交流、子育て教室などの開催により、保育所等を利用していない乳幼児のいる子育て家庭に対する支援を行います。 【地域福祉課】
②	つどいの広場事業（地域子育て支援拠点事業）	保育所等を利用していない乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場（たからっこ広場）を開設し、子育てについての相談、情報の提供等を行います。 【地域福祉課】
③	子育て世代活動支援事業	天候に左右されず、こどもとその保護者が安全にのびのびと遊べる屋内施設を提供し、子育て世代の交流を図るとともに、子育て関連情報の提供や子育て相談に応じ、こどもの健やかな育ちを支援します。 【地域福祉課】
④	乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、子どものための教育・保育給付を受けていない者とし、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能な制度を令和8年度からの実施を検討します。 【地域福祉課】
⑤	保育所等利用体験	希望者へ保育所等の利用体験（あそぼう会や園庭開放）を行い、遊びの場を提供するとともに、保育所等に対する理解を促進します。 【地域福祉課】
⑥	「架け橋カリキュラム」開発会議	幼・保・こども園と小学校が共通理解のもと、架け橋カリキュラムの開発と評価・改善を行い、架け橋期の子ども達の育ちと学びをつなぐ滑らかな接続を実現し、幼児教育及び低学年教育の質の向上と充実を図ります。 【教育指導課】

【基本施策3】 学齢期から青年期までの子ども・若者の育成環境の充実に向けた具体的内容

施策名		実施内容
①	芸術・文化活動の支援	岩手県と共催して青少年劇場を開催し、青少年の豊かな情操を養い、健全育成に努めます。また、文化庁、岩手県などが主催する芸術文化事業を推進します。 【文化スポーツ課】
②	スポーツ活動の支援①	スポーツ少年団本部や市体育協会と協力し、スポーツ少年団活動を推進します。 【文化スポーツ課】
③	スポーツ活動の支援②	総合型地域クラブわくわく八幡平と協力し、スポーツ活動を推進します。 【文化スポーツ課】
④	教育相談訪問	就学上課題のある幼児や学校生活に課題のある児童・生徒について、学校・教育委員会・福祉・保健関係者が状況や課題を共有することにより、連携を図りながら課題解決に向けた指導・支援に努めます。 【教育指導課】

⑤	キャリア教育推進協議会・研修会	関係機関との連携のもと、小中学校におけるキャリア教育の内容や進め方について協議し、キャリア教育の推進と充実に資するよう努めます。 【教育指導課】
---	-----------------	---

【基本施策4】 子どもが安心して過ごせる居場所と多様な体験づくりの充実にに向けた具体的内容

施策名		実施内容
①	学校体育施設開放	住民のスポーツ・レクリエーション活動の場と子どもの遊び場の確保を図るため、小学校・中学校の運動場、体育館などの体育施設を住民に開放します。 【文化スポーツ課】
②	放課後児童健全育成（学童保育）	利用者の就労等を支援するために、放課後の児童の保育を実施し利用料無料を引き続き継続します。放課後児童支援員の業務負担軽減と効率化、児童と向き合う時間の確保のために、業務のICT化を検討推進します。 【地域福祉課】
③	子ども食堂等の普及	現在、市内の団体等が子ども食堂を含む事業を開催しています。地域や関係団体と連携して、子ども食堂の活動普及に努めます。 【地域福祉課】
④	学校不適応対策	児童・生徒の様々な悩みへの対応のため、小中学校でスクールカウンセラー、スクールソーシャル・ワーカー（SSW）、適応支援相談員による対応を実施し、関係機関と連携しながら支援に努めます。 【教育指導課】
⑤	教育支援センターの設置	「八幡平市 教育サポートルーム ウィング」において、さまざまな事情で学校に登校できなくなった児童・生徒に居場所を提供するとともに、学習支援や集団活動、相談などを行いながら生活リズムを整え、社会的自立を図ることができるよう支援に努めます。 【教育指導課】

【基本目標2】 安心して子育てができるまちづくり

【基本施策1】 家庭の子育て力・教育力の向上に向けた具体的内容

施策名		実施内容
①	親子関係形成支援	ペアレントトレーニングを通じて、子どもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるための支援を行います。 【地域福祉課】

【基本施策2】 子どもに関わる相談体制と情報提供の充実に向けた具体的内容

施策名		実施内容
①	子育て応援ガイドブックなどによる情報提供・情報発信	妊娠から出産・子育てを通して必要な手続きや健診・予防接種・各種手当等の、子育て支援についてコンパクトにまとめた「子育て応援ガイドブック」を作成し、情報提供を行います。また、広報誌、市ホームページ、SNSなどで市内の子育て関連情報を発信し、さらなる情報提供の充実を図り、子どもと子育て家庭を応援します。 【地域福祉課】
②	家庭児童相談	家庭児童相談員を配置し、児童虐待や子育てに関する悩み、子どもの家庭環境などについて、関係機関と連携し相談・支援や指導などを行います。 【地域福祉課】
③	女性相談	女性相談支援員を配置し、配偶者やパートナーから暴力を受けた女性を含め、困難な問題を抱える女性に対し、関係機関と連携し相談・支援や指導を行ないます。 【地域福祉課】
④	教育相談	教育相談員を配置し、学校の教職員や児童・生徒、保護者などを対象に、生徒・児童の問題行動や悩みなど学校教育に係る様々な問題への対応に努めます。 【教育指導課】

【基本施策3】 保育サービスの充実に向けた具体的内容

施策名		実施内容
①	障がい児支援保育事業	私立保育園等に対して私立保育所等運営事業費補助金を交付し、障がい児など特別な支援が必要な子どもの保育の充実を図ります。 【地域福祉課】
②	地域子ども・子育て支援事業の充実	延長保育事業や一時預かり事業など、保育ニーズに合ったサービスの充実を図ります。 【地域福祉課】
③	幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援	幼稚園教諭や保育士等の資質向上のため、研修の開催等により育成に向けた支援に努めます。 【地域福祉課】

④	幼稚園教諭や保育士等の人材確保	職員の賃金改善や昇給等に要する費用を確保し、教育・保育の提供に従事する人材の確保を図るため、市内の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に対し、処遇改善等加算を含む施設型給付費等を支給します。 【地域福祉課】
---	-----------------	---

【基本施策4】 子育て家庭の経済的負担の軽減に向けた具体的内容

施策名		実施内容
①	医療費の助成	高校生までの子どもを対象に、医療費自己負担分の全額を助成します。また、高校生までの子どもを扶養するひとり親の医療費自己負担分の一部を助成します。 【市民課】
②	保育料等の軽減	保育料や副食材料費の軽減を行います。 【地域福祉課】
③	子育て支援ヘルパーの派遣	産前・産後の時期において、各家庭を訪問し、家事などの補助をする子育て支援ヘルパーを派遣します。 【地域福祉課】
④	母子父子福祉資金の貸付	県で実施している母子家庭等に対する貸付事業について、書類の受付等の窓口業務を行い、経済的自立を支援します。 【地域福祉課】
⑤	母子家庭等自立支援	ひとり親家庭の親に対し、看護師などの資格取得のための費用を助成します。 【地域福祉課】
⑥	出産子育て応援ギフト(伴走型支援)	全ての妊婦や子育て世帯が安心して出産や子育てができるよう、出産から子育てまで一貫した経済的支援の充実を図るため、妊娠期及び出産後に出産・子育て応援ギフトを支給します。 ・出産応援ギフト：妊娠1回につき10万円 ・子育て応援ギフト：対象児童一人につき50万円 【健康福祉課】
⑦	住宅セーフティネット	ひとり親など低所得の子育て世帯が市営住宅などに入居できるよう、相談体制を整えます。 【建設課】
⑧	奨学金の貸付	学資の支弁が困難と認められる高校生、大学生等に対し、奨学金の貸付を行います。 【教育総務課】
⑨	高等学校等通学定期購入費補助	高校生などの通学定期券購入費の一部を補助し、経済的負担の軽減に努めます。 【教育総務課】
⑩	就学援助費	経済的理由で就学が困難と認められる小・中学生の保護者に、給食費や学用品費の一部を援助します。 【教育総務課】
⑪	学校給食費補助	学校給食賄材料費の一部を市が負担し、学校給食費を抑制することにより、保護者の経済的負担の軽減に努めます。【学校給食センター】

【基本施策5】 支援を必要とする子どもと家庭を支える取り組みの推進に向けた具体的内容

施策名		実施内容
①	ヤングケアラー実態調査	家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども（ヤングケアラー）について、早期に把握するための実態調査を行います。【地域福祉課】
②	発達相談（のびのび相談会）	ことばやそだちの発達に心配のあるお子さんを対象に、専門スタッフによる無料相談会を開催します。【健康福祉課】
③	幼児教室（きらきら広場）	発達がゆっくりなお子さんを対象に、発達や成長を促すことを目的とし、子どもの健やかな成長と発達を支援します。【健康福祉課】

【基本目標3】 地域社会で子どもを見守り、支え合うまちづくり

【基本施策1】 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた具体的内容

施策名		実施内容
①	ワーク・ライフ・バランスの推進	企業等と連携したワーク・ライフ・バランスの推進や機運醸成に向けた取組みを推進します。【地域福祉課】

【基本施策2】 地域ぐるみの子育て支援の推進に向けた具体的内容

施策名		実施内容
①	子ども食堂等の普及【再掲】	現在、市内の団体等が子ども食堂を含む事業を開催しています。地域や関係団体と連携して、子ども食堂の活動普及に努めます。【地域福祉課】
②	総合教育支援	市内の小中学校等が中心となり、様々な教育課題を地域全体で解決し、児童・生徒の健全な育成を図ります。【文化スポーツ課】
③	コミュニティ・スクール	学校、保護者、地域が連携し目標やビジョンを共有したコミュニティ・スクールを拡充し、地域ぐるみの教育を推進します。【教育指導課】

【基本施策3】 子どもが安心・安全に過ごせる環境の整備に向けた具体的内容

施策名		実施内容
①	交通安全施設の整備	関係機関と連携し、交通安全施設の適切な管理を図り、交通事故の防止など交通安全の環境整備を推進します。 【防災安全課】
②	交通安全の啓発	保育所等や小学校で交通安全教室を開催し、交通事故を防止するため広報・啓発活動を行います。 【防災安全課】
③	防犯設備の整備	各自治会等への防犯灯の管理を適切に行うため、地域振興協議会を通じて、支援を行います。 【防災安全課】
④	地域防犯活動の推進	登下校の見守り隊や防犯研修会の開催、挨拶運動などによる住民との連携意識の醸成などにより防犯意識を高めます。 【防災安全課】
⑤	学校体育施設開放【再掲】	住民のスポーツ・レクリエーション活動の場と子どもの遊び場の確保を図るため、小学校・中学校の運動場、体育館などの体育施設を住民に開放します。 【文化スポーツ課】
⑥	放課後児童健全育成（学童保育）【再掲】	保護者の就労等を支援するために、放課後の児童の保育を実施し、利用料の無料化を引き続き継続します。放課後児童支援員の業務負担軽減と効率化、児童と向き合う時間の確保のために、業務のICT化を検討推進します。 【地域福祉課】
⑦	児童遊園の管理	児童遊園の遊具の保守点検等を実施し、安全に遊べる環境を維持します。 【地域福祉課】
⑧	ユニバーサルデザインの推進	多目的トイレの設置など、子育てしやすく安心して外出できる施設整備や、車いすの通行に配慮したユニバーサルデザイン化のまちづくりを推進します。 【建設課】

【基本施策4】 結婚を希望する男女の出会い支援の推進に向けた具体的内容

施策名		実施内容
①	出会い支援	結婚を望む男女の出会いイベントを実施する団体、法人又は個人に対し補助金の交付を実施します。 いきいき岩手結婚サポートセンターの入会登録料に対し補助を実施します。 【地域福祉課】

第2 幼稚園・保育所等と地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保策

(1) 区域の設定の考え方

計画の策定に当たって、需要量の見込みやその確保策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を、地域の実情に応じて設定することとなっています。

① 設定する教育・保育提供区域

地理的条件、交通事情その他の社会的条件を勘案し、「幼稚園・保育所等」については、第2期計画と同じく、次のとおり2区域としました。

- ・ 旧西根町及び旧松尾村を1つとする区域（西根・松尾区域）
- ・ 旧安代町を1つとする区域（安代区域）

② 区域ごとの教育・保育施設等の数

設定した区域ごとの教育・保育施設等は、次のとおりです。

区 域	幼稚園・保育所等	学童保育施設	小学校	その他	
西根・ 松尾区域	㊦大更こども園 ㊦杉の子こども園 ㊦㊦森の子保育園 ㊦ひなぎく幼稚園	大更学童 大更第2学童 杉の子ホーム 東大更学童 渋川学童	大更小学校	たからっこ 広場	森の子育て 支援センタ ー
	㊦東慈寺保育園	田頭学童 平笠学童	田頭小学校 平笠小学校		
	㊦平館こども園	平館学童	平館小学校		
	㊦寺田保育所	寺田学童	寺田小学校		
	㊦松尾保育所	松野学童	松野小学校		
		寄木学童	寄木小学校		
	㊦柏台保育所	柏台学童	柏台小学校		
	㊦ままいろはうす				
	10 施設	12 施設	8 施設		
安代区域	㊦あしろこども園 ㊦㊦畑保育園	あしろ学童	安代小学校	カンガルー 広場(令和6 年度から休 止中)	
	㊦田山保育所	田山学童	田山小学校		
		3 施設	2 施設		

※ 「地域子ども・子育て支援事業」については、市全体を1つの区域に設定しました。

※ ㊦保育所・保育園、㊦認定こども園、㊦幼稚園、㊦㊦小規模保育事業A型、㊦家庭的保育事業

(2) 幼稚園・保育所等の需要量の見込み

幼稚園・保育所等の需要量の見込みは、次のとおりです。

市の出生数の推移等から、全体の需要量は減っていくものと見込まれます。認定区分ごとの内訳では、1号認定子どもと2号認定子どもの需要量の減少幅が大きく、低年齢児（3号認定子ども）の需要量は目立って減ってはいかないものと見込まれます。

共働き世帯の増加、核家族化のさらなる進行により、少子化の流れとは逆に、3号認定子どもの割合が徐々に高まっており、保育士のさらなる確保が必要となっています。

① 市全体の需要量の見込

認定区分	対象となる施設等の令和6年10月現在の定員（人）		見込まれる需要量（各年度末、人）				
			令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
1号認定(保育の必要なし) ※ 3歳～5歳	幼稚園	25	62	42	38	33	27
	認定こども園(教育)	60					
2号認定(保育の必要あり) ※ 3歳～5歳	保育所	415	251	238	219	190	182
3号認定 (保育の必要あり) ※ 0歳～2歳	0歳	認定こども園(保育) 小規模保育事業A型	70	53	53	53	53
	1歳～2歳	家庭的保育事業	199	131	121	126	128
(2号認定と3号認定の合計)		684	435	412	398	371	364
【合計】		769	497	454	436	404	391

○1号認定子ども：満3歳以上で、幼稚園・認定こども園で教育を受ける子ども

○2号認定子ども：満3歳以上で、家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども

○3号認定子ども：満3歳未満で、家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども

※ 家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども

保護者が、就労など（就労、産前産後、疾病、負傷、障がい、同居親族の看護や介護、災害の復旧、継続的な求職活動、就学、職業訓練など）のため、家庭で保育することが困難である子ども

○認定こども園：教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。幼保連携型、幼稚園型、保育所型の3種類ありますが、市内の認定こども園は、全て幼保連携型です。教育部分と保育部分にそれぞれ定員があります。

○小規模保育事業：定員6～19人。原則として、3歳未満児だけを受け入れます（畑保育園は、特例で3歳以上児も受け入れることができます）。

○家庭的保育事業：定員5人以下。原則として、3歳未満児だけを受け入れます。

② 区域ごとの需要量の見込み

【西根・松尾区域】

認定区分		対象となる施設等の令和 6年10月現在の定員 (人)		見込まれる需要量 (各年度末、人)				
				令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
1号認定(保育の必要なし) ※ 3歳～5歳	幼稚園	25	54	34	30	26	21	
	認定こども園(教育)	45						
2号認定(保育の必要あり) ※ 3歳～5歳		保育所	362	217	208	196	175	167
3号認定 (保育の必要あり) ※ 0歳～2歳	0歳	認定こども園(保育)	61	48	48	48	48	48
	1歳～ 2歳	小規模保育事業A型	169	119	109	116	117	118
		家庭的保育事業						
(2号認定と3号認定の合計)			592	384	365	360	340	333
【合計】			662	438	399	390	366	354

※ 3～5歳児は、幼稚園や保育所等の施設の利用率が高いため、出生数の減少と相まって、1号認定子どもと2号認定子どもの人数は、今後も徐々に減っていくことが見込まれます。また、今後も共働き世帯の割合が高い状況で継続していくことが見込まれ、3号認定子どもの人数は目立って減ってはいかないものと見込まれます。

【安代区域】

認定区分		対象となる施設等の令和 6年10月現在の定員 (人)		見込まれる需要量 (各年度末、人)				
				令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
1号認定(保育の必要なし) ※ 3歳～5歳		認定こども園(教育)	15	8	8	8	7	6
2号認定(保育の必要あり) ※ 3歳～5歳		保育所	53	34	30	23	15	15
3号認定 (保育の必要あり) ※ 0歳～2歳	0歳	認定こども園(保育)	9	5	5	5	5	5
	1歳～ 2歳	小規模保育事業A型	30	12	12	10	11	11
(2号認定と3号認定の合計)			92	51	47	38	31	31
【合計】			107	59	55	46	38	37

※ 令和5年度の出生数が7人、3月末時点入所人数が4人であることから、令和7年度以降も0歳児は出生数の約半数5人程度の需要と見込みます。3～5歳児は入所率が高いため、出生数の減少に合わせて減少することが見込まれます。

(3) 幼稚園・保育所等に係る提供体制の確保の内容とその実施時期

【西根・松尾区域】

単位:人

		令和7年度				令和8年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1～2歳			0歳	1～2歳
① 各年度末の需要量の見込み (必要利用定員総数)		54	217	48	119	34	208	48	109
② 確保 の内容	公立保育所		153	34	68		153	34	68
	私立保育園		45	3	12		45	3	12
	認定こども園(保育)		164	18	78		164	18	78
	小規模保育事業A型			3	9			3	9
	家庭的保育事業			3	2			3	2
	幼稚園	25				25			
	認定こども園(教育)	45				45			
②-①(過不足見込量)		16	145	13	50	36	154	13	60

令和9年度				令和10年度				令和11年度			
1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		0歳	1～2歳			0歳	1～2歳			0歳	1～2歳
30	196	48	116	26	175	48	117	21	167	48	118
	153	34	68		153	34	68		153	34	68
	45	3	12		45	3	12		45	3	12
	164	18	78		164	18	78		164	18	78
		3	9			3	9			3	9
		3	2			3	2			3	2
25				25				25			
45				45				45			
40	166	13	53	44	187	13	52	49	195	13	51

※ 定員は不足しないものと見込まれます。令和7年度以降、全ての年齢で、定員数が需要量を上回るものと見込まれます。

【安代区域】

単位:人

		令和7年度				令和8年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1～2歳			0歳	1～2歳
① 各年度末の需要量の見込み (必要利用定員総数)		8	34	5	12	8	30	5	12
② 確保 の内容	公立保育所		35	3	12		35	3	12
	認定こども園(保育)		18	3	9		18	3	9
	小規模保育事業A型			3	9			3	9
	認定こども園(教育)	15				15			
②-①(過不足見込量)		7	19	4	18	7	23	4	18

令和9年度				令和10年度				令和11年度			
1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		0歳	1～2歳			0歳	1～2歳			0歳	1～2歳
8	23	5	10	7	15	5	11	6	15	5	11
	35	3	12		35	3	12		35	3	12
	18	3	9		18	3	9		18	3	9
		3	9			3	9			3	9
15				15				15			
7	30	4	20	8	38	4	19	9	38	4	19

※ 定員は不足しないものと見込まれます。なお、出生の状況や入所申込の状況によっては、0歳児の保育の需要と1号認定子どもの人数は、見込みよりも増えていくことも考えられますが、この場合には随時、認定こども園と小規模保育事業A型と調整を図って対応に努めていきます。

【市全体の3号認定子どもの保育利用率の見込み】

単位:人、%

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	推計児童数	140	140	140	140	140
	利用定員数	70	70	70	70	70
	保育利用率	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
1・2歳児	推計児童数	149	136	140	140	140
	利用定員数	199	199	199	199	199
	保育利用率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※ 保育利用率：3歳未満の子どもの人数に対する、3号認定(0～2歳児)の利用定員数の割合(ただし、児童数に対して定員数が充足しているため、利用率を100%としました。(1・2歳児))

◎ 市内の保育所等一覧

※ 定員は、令和7年4月（予定）

単位：人

名称	保育定員（2号、3号）							教育定員（1号）	摘 要	地区
	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳			
寺田保育所	60	6	4	5	15	15	15		保育所	西根
松尾保育所	150	21	22	23	28	28	28		保育所	松尾
柏台保育所	45	7	7	7	8	8	8		保育所	松尾
田山保育所	50	3	6	6	10	10	15		保育所	安代
（公立計4）	305	37	39	41	61	61	66			
東慈寺保育園	60	3	6	6	15	15	15		保育所	西根
杉の子こども園	80	6	12	12	15	15	20	15	幼保連携型 認定こども園	西根
森の子保育園	12	3	3	6					小規模保育事業A型	西根
平館こども園	70	6	12	12	13	13	14	15	幼保連携型 認定こども園	西根
大更こども園	90	6	15	15	18	18	18	15	幼保連携型 認定こども園	西根
あしろこども園	20	3	3	6	2	3	3	15	幼保連携型 認定こども園	安代
畑保育園	12	3	3	6					小規模保育事業A型	安代
ままいろはうす	5	3	1	1					家庭的保育事業	松尾
ひなぎく幼稚園								25	幼稚園	西根
（私立計9）	349	33	55	64	63	64	70	85		
【合計】	654	70	94	105	124	125	136	85		

(4) 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保策

地域子ども・子育て支援事業についても、利用状況と利用希望を踏まえて、計画期間の需要量を設定し、提供体制の確保策及び実施時期を定めます。

① 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込み

事業名	内 容	利用量・実績等	需要量（人／年度）				
			令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
延長保育事業	基本の保育時間を超える保育	136人	140	135	130	125	120
放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）	学童保育（低学年）	284人	292	278	255	245	227
	学童保育（高学年）	208人	205	226	238	225	221
子育て短期支援事業	ショートステイ（主に日中の預かり）	0人	2	2	2	2	2
	トワイライトステイ（主に夜間の預かり）	0人	2	2	2	2	2
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター	80人	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	つどいの広場	1,419人					
一時預かり事業	幼稚園における在園児の定期的な利用	31人	20	20	20	20	20
	保育所における一時保育	25人	25	25	25	25	25
乳児家庭全戸訪問事業	保健師の訪問による子育てに関する情報の提供や助言など	62人	62	62	62	62	62
妊婦健康診査事業	健康診査14回（初回の健診時に子宮頸がん検診も実施） 歯科健康診査1回	61人	62	62	62	62	62
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	新規参入施設等への巡回支援	1施設	1	1	1	1	1
病児・病後児保育事業	病気や病気からの回復期の児童を一時的に医療機関等で保育	未実施	0	0	10	10	10
ファミリー・サポート・センター事業	短時間の育児援助についての助け合いを行う地域の主体的な会員組織	未実施	—	—	—	—	—
利用者支援事業	保育サービスに関する専門相談員の配置	未実施	—	—	—	—	—

実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者が施設に支払う実費徴収への補助	未実施	—	—	—	—	—
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に不安・負担を抱えた家庭の訪問	未実施	—	—	—	—	—
児童育成支援拠点事業	子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業	未実施	—	—	—	—	—
親子関係形成支援事業	ペアレント・トレーニング	未実施	—	2	2	2	2
妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施	119回	119	119	119	119	119
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育施設で時間単位での未就園児の預かり	未実施	—	4	4	4	4
産後ケア事業	産後1年未満の母子へのケア						
	デイサービス型	延べ8人	10	10	10	10	10
	訪問型	延べ5人	7	7	7	7	7

② 地域子ども・子育て支援事業の確保策

1 延長保育事業【地域福祉課】

保護者の勤務時間の都合等により、保育所への送り迎えが基本の保育時間を超える場合に、延長して保育します。市内の多くの保育所で実施していますが、就労状況の多様化等により、延長保育のニーズは、今後も多いものと見込まれますので、利用希望等の実態を踏まえながら、利用機会の拡大に努めていきます。

	実績	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
利用実人数	136人	140人	135人	130人	125人	120人
実施施設数	8	8	8	8	8	8

2 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）【地域福祉課】

学童保育クラブは、市内の全小学校区で実施しています。なお、渋川学童保育クラブは利用者が無いことから、平成30年9月から休止していますが、今後も利用の見込がないことから廃止を検討します。

	実績	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
登録児童数	492人	497人	504人	493人	470人	448人
利用定員数	725人	725人	725人	725人	725人	725人
施設数	14	13	13	13	13	13

3 子育て短期支援事業【地域福祉課】

保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の理由により子どもの養育が一時的に困難となった場合や、保護者の育児不安や過干渉等により子ども自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間、子ども及び保護者を預かります。主に日中に預かるショートステイ事業と、主に夕方から夜間に預かるトワイライトステイ事業があり、どちらも宿泊での預かりが可能です。

	実績	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
子ども利用日数 (延べ)	なし	21日	21日	21日	21日	21日
保護者利用日数 (延べ)	なし	—	7日	7日	7日	7日

4 地域子育て支援拠点事業【地域福祉課】

子育て支援センターが1つ（森の子育て支援センター）、つどいの広場が2つ（たからっこ広場、カンガルー広場）あり（安代地区のカンガルー広場は利用者が顕著に少ない傾向が続いたため令和6年度から休止）子育て中の親子の交流、育児相談等を行っています。また、令和8年度開館予定の（仮称）大更駅前顔づくり施設内にも子育て支援施設を設置し、子育て中の親子の交流、育児相談等がしやすい環境の整備に努めていきます。

	実績	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
利用人数（延べ）	1,499人	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人
拠点施設数	3	3	3	3	3	3

5 一時預かり事業【地域福祉課】

幼稚園では、通常の教育時間終了後、希望する在園児を預かります。また、通常の教育時間の前や、土曜日、長期休業日にも希望する在園児の預かり保育を行います。保育所では、施設を利用していない児童が、保護者の冠婚葬祭や通院その他、必要となった際に、一時的にお子さんを預かります。本市では全ての幼稚園、認定こども園、保育所等で一時預かり事業を実施しています。また、令和8年度開館予定の（仮称）大更駅前顔づくり施設内でも一時預かり事業を実施することとしています。

	実績	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
幼稚園の一時預かり (利用実人数)	31人	20人	20人	20人	20人	20人
保育所の一時保育 (利用延べ人数)	25人	25人	25人	25人	25人	25人
施設数	13	13	13	13	13	13

6 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）【健康福祉課】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行います。今後も、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供につなげるなど、乳児がいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保に努めます。

	実績	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
訪問家庭数	62	62	62	62	62	62

7 妊婦健康診査事業【健康福祉課】

妊婦健康診査の費用を全額助成します。今後も、全ての妊婦が安心して妊娠期間を過ごし、安全に出産を迎えられるよう、支援を継続していきます。

※ 妊婦健康診査14回（初回の健診時には、子宮頸がん検診も実施）、歯科健康診査1回

	実績	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
受診券交付者数	61人	62人	62人	62人	62人	62人

8 多様な事業者の参入促進・能力活用事業【地域福祉課】

教育・保育需要に沿った多様な事業主の新規参入支援や巡回支援をする事業です。新規参入支援については、今後必要性を検討し、状況に応じて実施します。

	実績	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
新規参入施設等への巡回支援	1	1	1	1	1	1

9 病児・病後児保育事業【地域福祉課】

発熱等の急な病気や病気からの回復期などで、集団保育や家庭での保育が困難な児童を一時的に医療機関等において保育を行います。市では、実施していませんが、今後市内の保育施設での実施を検討します。

	実績	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
利用者数	なし	0人	0人	10人	10人	10人
施設数	0	0	0	1	1	1

10 ファミリー・サポート・センター事業【地域福祉課】

育児の援助を行いたい人（提供会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が会員となり、保育園の送り迎えや学童保育クラブからの帰宅後の預かり等、短時間の育児援助についての助け合いを行います。センターは、利用会員と提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う地域の主体的な会員組織です。市では、本事業に該当する取り組みは行っていないが、実態の把握に努めます。

11 利用者支援事業【地域福祉課】

保育サービスに関する専門相談員（保育コンシェルジュ）を配置するなどして、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、保護者からの施設・事業等の利用に当たっての相談に応じ、必要な情報提供・助言を行い、関係機関との連絡調整等を行います。市では、専門相談員は配置せず、担当係が情報提供や連絡調整等を行っています。

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業【地域福祉課】

世帯の所得の状況等によって、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。市では、本事業に該当する取り組みは行っていないが、実態を把握しつつ、必要に応じて支援を検討していきます。

13 子育て世帯訪問支援事業【地域福祉課】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。市では、本事業に該当する取り組みは行っていないが、実態を把握しつつ、必要に応じて支援を検討していきます。

14 児童育成支援拠点事業【地域福祉課】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子ども等に対して、その子どもの居場所となる場を開設し、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、子ども及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の子どもの状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。市では、本事業に該当する取り組みは行っていないが、実態を把握しつつ、必要に応じて支援を検討していきます。

15 親子関係形成支援事業【地域福祉課】

子どもとの関わり方や、子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニングを通じて、子どもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うことで、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

	実績	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
利用世帯数	なし	—	2	2	2	2

16 妊婦等包括相談支援事業【健康福祉課】

妊婦等に対する相談支援を実施します。今後も妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を継続していきます。

	実績	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
相談件数	119回	119回	119回	119回	119回	119回

17 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【地域福祉課】

満3歳未満の未就園児を対象に、月一定時間までの利用枠の中で保護者の就労要件を問わず保育施設を利用できる制度です。未就園児の預かりを行うことで、集団生活の機会を通じた子どもの成長を促します。市では、令和8年度からの実施を検討しています。

	実績	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
利用者数	なし	0人	4人	4人	4人	4人
施設数	0	0	1	1	1	1

18 産後ケア事業【健康福祉課】

産後1年未満のお母さんと赤ちゃんを対象に、授乳や育児の相談などが受けられる場を提供します。今後も出産後のお母さんが安心して子育てができるようサポートを継続していきます。

- ・デイサービス型：産婦人科医療機関で、授乳や育児相談のほか、お母さんがゆっくり休息できるようサポート
- ・訪問型：助産師が自宅に訪問して、授乳指導や乳房ケア等を実施

	実績	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
デイサービス型利用日数 (延べ)	8人	10人	10人	10人	10人	10人
訪問型利用日数 (延べ)	5人	7人	7人	7人	7人	7人

(5) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

① 認定こども園に係る基本的な考え方と推進

教育・保育の一体的提供が可能な認定こども園の普及のため、国では、認可・認定手続きの簡素化など、新たな設置や移行がしやすい制度としています。市においても、多様化する利用者ニーズに対応するため、これまでに4つの私立保育園が幼保連携型認定こども園に移行しました。今後も、幼稚園、保育園等の運営法人の意向を尊重しながら、移行を希望する施設に対しては、情報提供や相談対応などの支援に努めます。

② 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上のため、研修情報の提供を行い、連携体制の構築を図りながら、人材育成に向けた支援に努めます。

③ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割等

すべての子育て家庭のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を行うため、生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期である乳幼児期の質の高い教育・保育の一体的な提供と地域子ども・子育て支援事業の質・量にわたる充実を図ります。

④ 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）と3歳児未満の保育を提供する地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業など）が相互に補完することにより、教育・保育の量の確保と質の充実が図られることから、地域型保育事業を利用した子どもが、満3歳以降も切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう、教育・保育施設と地域型保育事業との情報共有と連携の支援を図ります。

⑤ 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校が共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、共通点について理解を深め共有することが重要なことから、児童の交流や「架け橋プログラム」を通じた意見交換、情報交換などの連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

(6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適正な支給の確保のため、広報やホームページへの掲載、施設への周知等を行い、保護者の経済的負担の軽減や利便性等の確保を図ります。

第3 こどもの貧困の解消に向けた対策計画

こどもの貧困の解消に向けた対策を進めるにあたっては、生活保護や各種手当の給付をはじめとする支援制度の活用等、子育て世帯の生活援助が必要となります。

- ・保育料や副食材料費の軽減、子ども医療費助成等を通じて、子育て世帯の経済的支援を推進します。
- ・児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金貸付金制度、母子家庭等自立支援制度等により、ひとり親家庭への支援を推進します。
- ・家庭での養育が一時的に困難となった場合に施設で養育する子育て短期支援事業を実施します。
- ・就学援助制度による学用品費、学校給食費の補助や生活保護制度による教育扶助や生活扶助、を行い、低所得世帯への支援を推進します。
- ・全ての子どもたちが多様な体験活動に参加できる機会の充実を図ることが必要となります。現在、市内の団体等が子ども食堂をはじめとするさまざまな体験活動を実施しています。地域や民間団体と連携して活動普及に努めます。

上記をはじめとする各種支援制度を有益に活用していただくために、子育て応援ガイドブックや市ホームページ等を活用し、さまざまな支援情報の積極的な発信に努めます。さらに、貧困の状況にある、または貧困の状況に陥る恐れのある家庭を早期に把握し、支援情報を確実に提供できるよう、学校等の関係機関と連携した相談体制の強化に努めます。

第5章 計画の推進に当たって

第1 推進体制

本計画の基本理念に掲げた「子ども・家庭・地域に笑顔あふれる八幡平市 ～豊かな大地で、みんなが健やかで生きがいや喜びにあふれる環境づくりを目指して～」の実現に向けて、関係機関及び関連部署等が一体となり計画の推進を図ります。本計画の内容や子育て支援についての周知に向けて、広報誌やホームページ、SNSなどの各種媒体を活用し、積極的な情報発信に努めます。

第2 こどもの意見の施策への反映

こども基本法によるこどもの意見の反映についても意識しながら、本計画を推進していきます。

第3 計画の評価

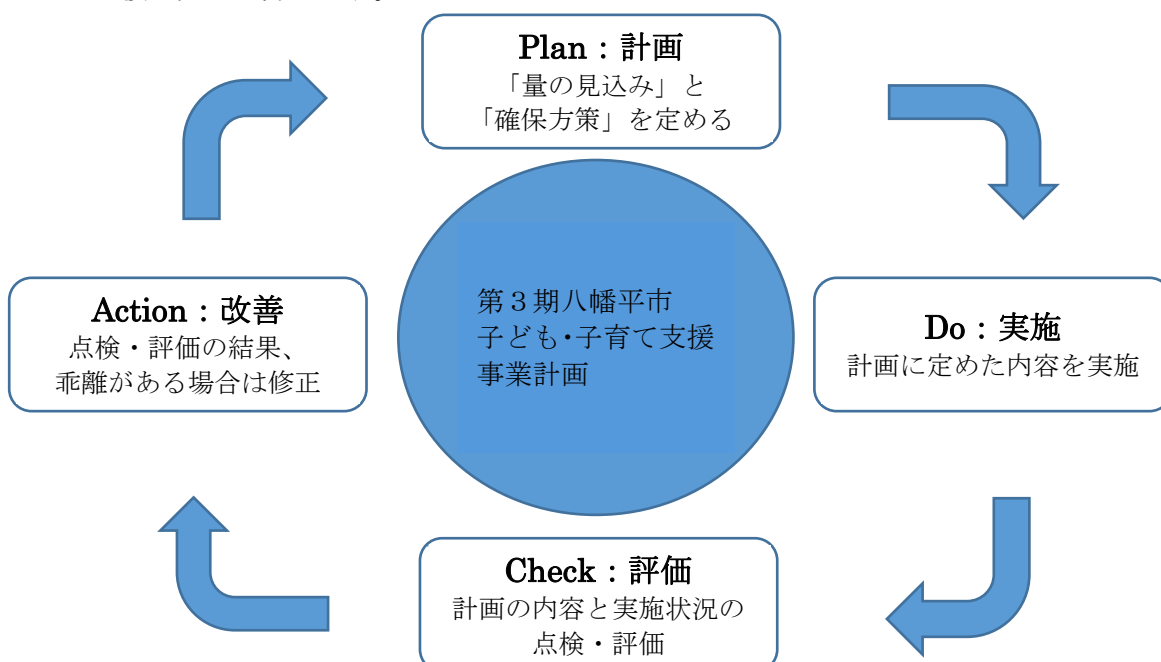
本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を「八幡平市子ども・子育て会議」において、点検・評価を実施します。

具体的には、PDCAサイクルに基づいて、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には都度修正を行います。

また、大きな修正・変更が必要になった場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

第4 子ども・子育て支援に関わる人材の確保・育成の推進

子ども・子育て支援は、保育・教育・保健・福祉・医療などの多岐にわたっており、様々な専門職により支援がなされています。子ども・子育て支援のさらなる充実のため、研修の実施などを通じて、子ども・子育て支援を担う職員や地域の担い手の確保、専門性・資質の向上にも取り組み、更なる支援の充実に努めます。



八幡平市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、子ども及び子育て支援に係る施策に関する事項を調査し、及び審議するため、八幡平市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員16人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (4) 子ども・子育て支援に関係する団体又は組織から推薦を受けた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(検討部会)

第7条 第2条の所掌事項に関し、特定の事項について調査及び検討をさせるため、子ども・子育て会議に、検討部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、地域福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八幡平市子ども・子育て会議委員名簿

順不同、敬称略

関係機関の名称等		職名等	氏名	摘要
1	岩手西北医師会	東八幡平病院副院長	藤井 裕	
2	八幡平市民生児童委員協議会	主任児童委員	滝澤 ミツエ	
3	八幡平市商工会	理事	宮野 千栄	
4	八幡平市企業懇談会	副会長	佐藤 晃	
5	八幡平市教育委員会	社会教育指導員	藤嶋 茂美	
6	岩手県立大学社会福祉学部	教授	佐藤 匡仁	会長
7	ひなぎく幼稚園	副園長	高橋 雅子	
8	松尾保育所	所長	佐藤 ひと美	
9	社会福祉法人杉の子会	理事長	遠藤 一子	副会長
10	東慈寺保育園	園長	小瀬 真子	
11	特定非営利活動法人 七時雨いきいきネットワーク	放課後児童支援員	林 千春	
12	特定非営利活動法人 あそぼっこ	施設長兼事務局長	井上 博徳	
13	保護者		葛 杏奈	
14	保護者		工藤 哲	



八幡平市市民憲章

(平成18年11月3日制定)

八幡平市は、岩手山・八幡平・安比高原の裾野に広がる大自然にめぐまれた農（みのり）と輝（ひかり）の大地です。わたくしたちは、心をつなげて、お互いの幸せを願い、ここに市民憲章を定めます。

- 1、わたくしたちは、自然をはぐくみ、景観にすぐれたまちをつくりまします。
- 1、わたくしたちは、心身をきたえ、活力にみちたまちをつくりまします。
- 1、わたくしたちは、ふれあいを大切に、人情あふれるまちをつくりまします。
- 1、わたくしたちは、共に学び働き、暮らしのゆたかなまちをつくりまします。
- 1、わたくしたちは、限りない未来に向け、希望にもえるまちをつくりまします。

第3期八幡平市子ども・子育て支援事業計画

発行 八幡平市 令和7年3月

編集 八幡平市地域福祉課

〒028-7397 八幡平市野駄第21地割170番地

電話 0195-74-2111(代表)

E-mail chifukuka@city.hachimantai.lg.jp

ホームページ <http://www.city.hachimantai.lg.jp>